

会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 令和2年9月7日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番 鈴木勝利君

2番 藤田尚美君

3番 秋山泉君

4番 長田麻美君

5番 山本伸子君

7番 伊藤裕一君

8番 石原幸雄君

9番 柳井哲也君

10番 甲斐徳之助君

11番 池辺己実夫君

12番 加川裕美君

13番 北島登君

14番 杉森弘之君

15番 須藤京子君

16番 黒木のぶ子君

17番 守屋常雄君

18番 諸橋太一郎君

19番 市川圭一君

21番 遠藤憲子君

22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	本 多 聡 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長	飯 野 喜 行 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 茂 男 君
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君
庶務議事課主査	宮田修君

令和 2 年第 3 回牛久市議会定例会
 一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 秋山 泉 (一問一答方式)	1. 防災対策	1. 複合災害に備えた避難所設営訓練について伺う。 2. 牛久市第 2 次避難所（指定避難所）においての密を避けるためのパーテーションについて伺う。 3. 体育館のエアコン設置について伺う。 4. 医療的ケア児・者の災害時の電源確保のための家庭用発電機購入に対する助成について伺う。 5. 市民向けの防災ガイドブックについて伺う。 6. 災害時において宿泊施設として提供してもらえるように宿泊事業者、企業主と締結することについての考えを伺う。 7. 牛久市在住の外国人への対策について伺う。	市 長 教 育 長 関 係 部 長
2. 柳井 哲也 (一問一答方式)	1. ウィズコロナ社会について 2. 牛久シャトー事業再開後の状況と活性策（以前との違い）	1) 新しい生活様式に合った環境づくりが求められているのではないかと。 2) 個人又は家族中心の戸外活動 イ. ウォーキング・サイクリングロードの設置と発信の考えはあるのか。 ロ. テント泊ができる広場の設置と発信の考えはあるのか。 ハ. 親子ドライブインシアターの設置と発信の考えはあるのか。 1) レストラン・お土産店、客数等の現状（シャトーと市との定期的な情報交換はあるのか） 2) 市内のお客様にしばしば利用してもらえる店づく	市 長 副 市 長 関 係 部 長 市 長 副 市 長 関 係 部 長

		<p>りになっているのか。</p> <p>3) 目下の目標と努力しているところを広報うしくに掲載するのはどうか。</p> <p>4) 牛久シャトー内にお客様からご意見をいただく為の用紙を希望するがいかがか。</p>	
3. 池辺 己実夫 (一問一答方式)	<p>1. 新しい生活様式のもとでの地域経済振興策について</p> <p>2. 牛久シャトーの日本遺産認定を受けての施策展開について</p>	<p>(1) ハートフルクーポン券のこれまでの実績について</p> <p>(2) ハートフルクーポン券の運用上の課題について</p> <p>(3) 電子マネー付きポイントカードの活用について</p> <p>(1) 牛久市が認定申請を行った理由と認定までの経過について</p> <p>(2) 甲州市との協定とそれに基づく各施策について</p> <p>(3) 牛久市のプロモーションとしての「牛久シャトー物語」の映画製作について</p>	市長 教育長 関係部長
4. 杉森 弘之 (一問一答方式)	1. 新型コロナウイルス感染症と市の独自施策	<p>(1) 市の独自施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ関連の市の独自策で、市民への直接的支援策、事業者への支援策における、それぞれの事業数と金額 ・ 予算措置をした市の独自策で、市民への直接的支援策、事業者への支援策の費用総額の内、交付金の占める金額と割合、市の単独予算が占める金額と割合 ・ これまでの施策で十分と考えているか <p>(2) 子育て世帯対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当（ひとり親家庭子2人）、住民税非課税世帯（4人家族）、就学援助（両親世帯）の所得制限と児童生徒に占める比率 ・ 子育て世帯全体に支援の手を差し伸べる必要があるか ・ 生徒児童の給食費の一部 	市長 副市長 教育長 関係部長

		<p>免除は必要ではないか</p> <p>(3)若者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在籍の大学生等で、奨学金を借りている学生の割合、アルバイトをしている学生の割合と生活状況 ・牛久市としての若者へのコロナ禍の支援策 ・地元自治体から若者を励ます若者支援給付金を支給したらどうか <p>(4)雇用対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年4月1日現在で、2000年、2005年、2010年、2015年、2020年の、常勤職員数と、臨時・非常勤職員数の実人数と常勤換算数 ・6月定例会での答弁「今後、必要に応じて会計年度任用職員として任用も検討していきます。」のその後の進捗状況 	
5. 伊藤 裕一 (一問一答方式)	<p>1. 中央生涯学習センターの改修工事及びバリアフリー化について</p> <p>2. GIGAスクール構想による公衆無線LAN設備の防災への活用について</p>	<p>①中央生涯学習センター改修工事の日程と概要</p> <p>②工事期間中の代替施設の確保は</p> <p>③障がい者専用駐車場の設置</p> <p>①整備工事の日程</p> <p>②学校体育館への整備予定</p> <p>③災害時に学校が二次避難所となった際、活用する予定はあるか</p> <p>④総務省の「公衆無線LAN環境整備事業」があるが文科省の補助事業で体育館へ整備することや災害時に活用することは可能か</p> <p>⑤災害時に活用する場合、必要となる設備、予算について</p> <p>⑥防災課としての整備計画と教育委員会との情報共有について</p>	市長 副市長 教育長 関係部長
6. 守屋 常雄 (一問一答方式)	1. 市の住民サービスの一環としての	1. 現在県内では、小美玉市と取手市の2市だけで	市長 教育長

	<p>いわゆる「お悔やみデスク」新設について</p> <p>2. 空家対策の今後の行動方針と数値目標について</p>	<p>行われている、多死社会にマッチした市の住民サービスの一環として、死亡時の手続きについて年金や国保等の手続きも一括でできる「お悔やみデスク」の新設について研究してみてもどうか。日頃慣れない事で困惑した遺族の助けになり、心のこもった市民サービスになると思う。また市内に居住していない遺族の方々にも大いに住みやすい街、牛久のPRになると思う。</p> <p>2. 旧市街の町並み再生の一助として空家対策課の力が今後益々大いに必要になると感じている。今後の行動方針と数値目標があればお示しいただきたい。</p> <p>人口減少が続く中で空き家の問題は益々大変な状態になると思われる。今後の課題として、担当課だけでは手一杯の状態になるのではないか。市としての部署間の連携はどのように図るのか。</p>	<p>関係部長</p>
<p>7. 黒木 のぶ子 (一問一答方式)</p>	<p>1. 新型コロナ拡大防止への取り組みについて</p> <p>2. ケアハウスの現状と必要性について</p>	<p>①インフルエンザと新型コロナの初期症状が類似することから市内医院や病院等への時間差や医院の分離分担へのはたらきかけについての今後の予定についてはどうか。</p> <p>②無症状感染者による地域内感染拡大の防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛久市内の感染者で感染経路不明者の人数 <p>③PCR 検査で陽性反応者の自宅待機の状況</p> <p>①特別養護老人ホームへ入所出来ない介護支援が必要な人も含め幅広く入居可能な施設</p>	<p>市長 関係部長</p>

<p>8. 山本 伸子 (一問一答方式)</p>	<p>1. コロナ禍における社会活動の現状と保健師の役割について</p> <p>2. エスカード牛久ビルの活性化の次の一歩に向けて</p>	<p>(1) 区民会館を利用する活動について伺う。 ○市民活動課、社会福祉協議会、健康づくり推進課など担当課の活動基準の考え方</p> <p>(2) 地区社協の活動について伺う。 ○サークル活動と日常生活支援総合事業</p> <p>(3) 生涯学習センターでの活動について伺う。</p> <p>(4) 総合福祉センターでの活動について伺う。</p> <p>(5) 市民の不安にこたえるための保健師の地区担当制について伺う。</p> <p>(1) 2階グランドオープン後の状況と3階、4階の今後について伺う。</p> <p>(2) 3密対策として市役所の証明書発行業務の分散化について伺う。 ○市役所と各出張所で可能な業務の違い ○駅西地区の高齢化に伴うエスカード出張所の業務の拡充</p>	<p>市長 副市長 関係部長 関係次長</p>
<p>9. 鈴木 勝利 (一問一答方式)</p>	<p>1. PCR等検査体制の拡充について</p> <p>2. 行政のデジタル化の推進について</p> <p>3. 「おくやみ窓口」の創設について</p> <p>4. 「市民通報アプリ」の導入について</p>	<p>(1) 「牛久市PCR検査センター」設置</p> <p>(2) 「エッセンシャルワーカー」への公費負担でのPCR等検査実施</p> <p>(1) 本市の行政のデジタル化の実例</p> <p>(2) マイナンバーカード交付申請が進まない理由</p> <p>(3) マイナンバーカード普及の取り組み</p> <p>(4) 行政のデジタル化を進める上で必要なこと</p> <p>(1) 「おくやみ窓口」の創設</p> <p>(1) 「市民通報アプリ」の導入</p>	<p>市長 副市長 関係部長</p>

<p>10. 甲斐 徳之助 (一問一答方式)</p>	<p>1. 学校関係の年間スケジュールについて (今年度)</p> <p>2. コロナ禍における都市部の顕在化やテレワークの普及をうけて地方移住の積極的な取り組みについて</p> <p>3. 牛久シャトーの今後の事業計画</p>	<p>1. 義務教育の基本的な考え方</p> <p>2. 通常学習以外の課外授業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動会・宿泊学習・遠足など ・キャンセル料・実施決定について <p>3. 提案事項 (代替え案について)</p> <p>1. 関係人口についてどう考えているのか</p> <p>2. 県の補助金及び推進</p> <p>3. 北関東内での可能性</p> <p>4. 今後は</p> <p>1. 事業内容 (提案と確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産認定を受けてそれを活用した事業計画は。 ・県事業とのタイアップ事業 	<p>市長 教育長 関係部長</p>
<p>11. 須藤 京子 (一問一答方式)</p>	<p>1. 令和元年度決算と今後の行財政運営について</p> <p>2. コロナ禍における障害福祉サービスについて</p>	<p>(1)令和元年度決算の総括</p> <p>①収支の状況、財政指標からみる牛久市の財政状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政収支の状況 (市税、公債費(繰上償還)、単年度収支・実質単年度収支、繰出金、基金取崩等) ・経常収支比率 (人件費、扶助費、公債費、物件費) の分析 ・性質別歳出決算(住民一人当たりのコスト)の分析 ・財政力指数と地方交付税額の近隣自治体との比較 <p>(2)今後の行財政運営について</p> <p>①PDCAサイクルへの決算分析の活用</p> <p>②ウィズコロナ時代の行政運営と財源の確保</p> <p>(1)コロナ禍での障がい者への影響と対策</p> <p>(2)サービスを支える事業者等の現状</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>

	3. 日本遺産認定を活かした牛久シャトーの活性化策について	<p>(3) コロナ禍で顕在化した課題と今後への対策</p> <p>(1) 日本遺産を活用した牛久シャトーの活性化策</p> <p>① ワイン文化日本遺産協議会の取り組み</p> <p>② 観光施設としての環境整備</p> <p>③ ブドウ栽培、ワイン醸造の展望</p> <p>(2) 牛久シャトー株式会社の経営安定化策</p>	
12. 長田 麻美 (一問一答方式)	1. ウィズコロナ時代の市民の健康を守る施策と自治体の対応について	<p>① 健診の自己負担が安くなったが、どのような効果があったのか</p> <p>② 健診受診率の向上対策、健診受診後の保健指導等はどのように実施し、効果はどうか</p> <p>③ 今後は、健診の受診率や医療費削減など、どのくらいを目指し、そのためにどのような施策を実施していくのか</p> <p>④ 福祉サービス部門における業務ごとの職員数について近隣類似団体との比較は</p> <p>⑤ 職員採用や配置計画などを踏まえた今後の対策は</p> <p>⑥ 全体の職員数と今後の推移</p> <p>⑦ 市役所内の3密対策について、対策の考え方</p> <p>⑧ リモートワークの現状</p> <p>⑨ ウィズコロナ時代の今後の市役所のありかたについて</p> <p>⑩ 市内公立学校のコロナ感染防止と熱中症対策について</p>	市長 教育長 関係部長
13. 加川 裕美 (一問一答方式)	1. 感染症対策下で失われた学びの機会を取り戻すために	<p>1) 小学校・中学校の修学旅行等について</p> <p>・ 現状と今後の対応について</p> <p>2) 中止になった課外授業(文化・芸術体験)に替</p>	市長 副市長 教育長 関係部長

		<p>わるものは</p> <p>3) 休講・リモート授業が続く学生・大学生の心身ケアと市独自の支援について</p>	
<p>14. 北島 登 (一問一答方式)</p>	<p>1. 気候変動に対する取り組みについて</p> <p>2. 国連「子どもの権利条約」に照らして学校の現状は</p>	<p>1) ゼロカーボンシティ表明</p> <p>① 宣言に至る経過、どのような検討がなされたか</p> <p>② 宣言の内容について――実質排出0とは</p> <p>2) 牛久市のCO2 排出量の現状</p> <p>① 市のエネルギー使用量、CO2 排出量 牛久クリーンセンターのエネルギー使用量、CO2 排出量</p> <p>② 市内全域からのCO2 排出量の推定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所からの排出量 ・家庭からの排出量 <p>3) 森林、農地のCO2 吸収量</p> <p>① 算定方法についての基準はあるか</p> <p>② 算定による吸収量</p> <p>1) 校則及びそれに準ずる規定について</p> <p>① 子どもの意見表明権</p> <p>② 制服、頭髪などの規則</p> <p>――ファッションは人権</p> <p>③ L G B Tなどで差別に苦しんでいる児童生徒への配慮</p> <p>④ 規則にないヘルメット着用などの対応</p> <p>2) 学校運営の中での人権問題</p> <p>① 男女が同じ部屋での着替え</p> <p>② 教職員に「子どもの権利条約」に基づく人権意識の涵養を</p> <p>③ 教職員自体の人権を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働基本権 ・教員の専門性を尊重 	<p>市長 教育長 関係部長</p>

		<p>し、教科研究などの時間・環境の保証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の本来の業務以外の雑務に忙殺されないように教職員の増員を <p>④少人数学級の実現を ---国、県への要請</p>	
15. 遠藤 憲子 (一問一答方式)	<p>1. 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免について</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症等における避難所運営について</p>	<p>1) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免の状況</p> <p>2) 市民への周知方法と相談体制</p> <p>1) 避難所運営の事前の準備と災害時の対応</p> <p>2) 見直しを含め今後の考え</p>	市長 関係部長
16. 利根川 英雄 (一問一答方式)	<p>1. 牛久シャトーの活性化について</p> <p>2. エスカード牛久ビルの活性化について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度予算案と事業計画に基づく進行状況と実績 ・職員等人数と人件費 ・これまでの来訪者数 ・議会への役員出席 ・特別会計の設置 ・市民への割引券発行 ・イベントの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・現状、今後の計画と来館者数 ・市民要望 ・来館者数増と活性化についての考え方 	市長 教育長 関係部長
17. 藤田 尚美 (一問一答方式)	<p>1. 重層的支援体制整備事業について</p> <p>2. 特別支援教育</p>	<p>①本市として、どう取り組むのか</p> <p>②庁内・庁外の連携体制の整備</p> <p>③支援を担う人材の育成・確保などをどう取り組んでいくのか</p> <p>④この新たな事業を実施するにあたって必要な事業費を確保すべきと考えるが</p> <p>①早期発見の取りくみ</p> <p>②研修について</p> <p>③特別支援教育推進計画の策定についての考え</p>	市長 教育長 関係部長

令和2年第3回牛久市議会定例会

議事日程第2号

令和2年9月7日（月）午前10時開議

日程第1．一般質問

午前9時59分開議

○議長（石原幸雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

去る9月3日に設置されました決算特別委員会正副委員長の互選の結果について、報告がありましたので報告いたします。

委員長に須藤京子君、副委員長に柳井哲也君がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、自席にて暫時休憩をいたします。

午前10時00分休憩

午前10時01分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は17名であります。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者並びに答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされますようお願いをいたします。



一般質問

○議長（石原幸雄君） まず初めに、3番秋山 泉君。

〔3番秋山 泉君登壇〕

○3番（秋山 泉君） 皆様、おはようございます。公明党の秋山 泉です。

これより、通告に従いまして、一般質問を行います。

今定例会においても、6月定例会同様、防災対策について7点にわたってお伺いいたしますので、何とぞよろしく願い申し上げます。

天災が容赦なく襲いかかり、川の氾濫、崖崩れ、建物の浸水と、梅雨前線が停滞した影響で7月豪雨に見舞われた九州や中部地方、連日惨状を伝えるニュースの映像に恐怖を覚えたのは私だけではないと思います。そして、現在も大型で強い台風10号、朝鮮半島に接近で済みましたが、九州や中国地方の一部が暴風域に入り、四国、そして本州にも大きな被害をもたらしております。

線状降水帯、ゲリラ豪雨、観測史上最大、こんなフレーズがおなじみになりつつある水害列島日本に、今年は新型コロナウイルスという目に見えない敵が加わりました。現に、7月の九州地方を中心に甚大な被害をもたらした豪雨、熊本県では60人以上が犠牲になり、避難者数は約2,000人に上りました。その中で、県外から来た保健師と時事通信社のカメラマンに新型コロナウイルス感染が確認されるという事例が発生しました。

地震や水害などの災害時には避けられない避難所での集団生活の中で、感染拡大を防ぐためにどうしたらいいのか、この相反する命題に自治体はどう取り組んでいくのかが大きな課題であると考えます。

6月議会において、複合型避難所について質問をさせていただきました。その折に、複合災害に備えた避難所運営訓練を行う、そのことで問題点を洗い出していきたいとの御答弁をいただきました。

本市は6月25日、牛久運動公園武道館において、運営側の設営訓練を行いましたので、問題点と改善点、今後の課題についてお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 去る6月25日に牛久運動公園武道館において、避難所従事職員を対象に、新型コロナウイルス等感染症と自然災害の複合災害を想定した避難所開設訓練を行いました。

この訓練では、新型コロナウイルス等感染症を踏まえ、健常者と発熱など感染症の疑いのある避難者の生活スペースを分けるための避難所設営や、避難所に入る前に体温測定を行い個別に避難者を誘導するなど、避難所での感染症拡大防止策を講じながら、避難所設営から避難者受入れまでの一連の流れを訓練しました。

また、3密を回避するため収容人数を3分の1程度にし、避難者同士の距離を2メートル程度離れた上で、生活スペースの設置や段ボール製の間仕切りを使用したプライバシーの確保及び飛沫感染の防止など、感染症予防対策を踏まえた訓練内容といたしました。

その結果、収容人員より多くの避難者が一度に押し寄せた場合一人一人の間隔を十分に確保できるか、収容後に症状が悪化した避難者が出た場合の早期対応が難しい、発熱など感染の疑いのある避難者が健康な避難者と同じ体温測定の列に並ばずに、感染の疑いのある避難者から

事前に連絡を受けられる体制が必要ではないかなどの課題が上がりました。

そのため、第2回定例会で秋山議員の一般質問にもお答えしましたとおり、在宅避難の周知を進めるため、広報うしく、ホームページ等に新しい避難対策と在宅避難について掲載したほか、今後も健康づくり推進課と協力しながら、新型コロナウイルス感染症と自然災害の複合災害時に想定される事案等の対策を講じてまいります。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） ただいま御答弁いただきましたように、一度に多くの避難者が押し寄せた場合のスペースの確保が難しいとのことで、在宅避難も周知するというのですが、災害の種類も様々であります。例えば首都直下型地震などの大きな地震が起きた場合、家屋が倒壊するおそれがあり、自宅にとどまることができないことも想定しなくてはなりません。いろいろなパターンを想定し、万全な策を講じていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、密を避けるための間仕切りについてお伺いいたします。

世界で活躍する建築家のS氏が代表を務めるNPO法人は、避難所で長期間にわたる生活を強いられる被災者に対して、プライバシーを確保するための間仕切りは必要不可欠であると述べ、厚い段ボールで加工タイプではなく、紙製パイプを柱とほりに使い、ほりに木綿を通してカーテンとして利用するタイプを開発。1ユニット2メートル四方で高さも2メートル。セツトを複数つなげれば大空間を確保することも可能なものです。壁を厚い段ボールにするのではなく、カーテンにすることで圧迫感や息苦しさなどが軽減されると思います。S氏は、実績を積み、理解が深まってきた全国各地の自治体と協定を結びたいと話しております。

このような形の間仕切りもよいと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 避難所で使用する間仕切りについては、段ボール製のもの、テントのように屋根のついているもの、スチール製のパイプを組み合わせてカーテンのように布を通して利用するものなど、数種類の間仕切りの備蓄を計画しております。

発災時には、状況に合わせてパーティションを使用し、また、段ボール製のものに関しましてはパネルを組み合わせ大きさを自由に変えることが可能であり、家族ごとに対応できるものとなっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 数種類の間仕切りの備蓄を計画しているとの御答弁をいただきました。家族の形は様々ですので、プライバシー保護のため整備の計画をお願いいたします。

次に、避難所となる体育館のエアコン設置についてお伺いいたします。

日本列島は記録的な猛暑と相次ぐ自然災害に見舞われ、子供たちの安全で快適な学習環境を守るためには、エアコン設置は欠かせません。また、エアコン設置は子供たちを守るだけではありません。災害が発生した際、学校体育館は避難所として使われます。

2016年4月に発生した熊本地震では、夜の寒さなどを理由に多くの方が避難所である体育館から出て車中泊をしたため、エコノミークラス症候群などの二次災害を引き起こしたことも記憶に新しいところであります。また、2018年7月の西日本豪雨では、30度を超える猛暑とも重なり、サウナのような避難所の暑さが課題ともなりました。

このように、避難所生活が長引いた場合、心身ともに健康を害するおそれがあるため、体育館へのエアコン設置が求められます。今年度までとはなっておりますが、緊急防災減災事業債のように国からの交付金を活用したり、リース方式を活用することも考えられます。

リース方式を導入した場合、直接施工する場合と違って初期費用が抑えられます。毎年の支出をリース期間内で平準化できるので、大規模な予算を確保しなくてもスピード感を持って整備を進められます。また、メンテナンス面においても、故障時や維持管理のコストと手間を省けるため、大きなメリットと判断できます。

執行部の御所見をお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 公立小中学校体育館の空調設備の設置につきましては、文部科学省の調査では、令和元年9月1日現在、設置率が全国で3.2%。財政的に豊かな東京都は平成31年度より都独自の補助金を設け、24.3%となっている状況です。

熱中症などの健康被害防止の徹底を図ることは大変重要な課題であると認識しておりますが、財政状況の厳しい中、牛久市公共施設等総合管理計画及び牛久市学校施設長寿命化計画を基に今後の学校施設の整備を進める上では、児童生徒が学校生活を最も長く過ごす校舎を優先して長寿命化改修工事を行う必要があります。

小中学校の教室の空調設備につきましては、ほとんどが平成10年代後半に整備したもので十数年を経過し、特に今年の猛暑の中、故障が頻発している状況で、一部を除き一斉に更新時期を迎え、財政負担が危惧されているところです。このような事情から、体育館の空調整備は優先度が低くならざるを得ない状況となっております。

空調設備をはじめ、小中学校施設の整備には、国の交付金の活用は欠かせません。議員御指摘のとおり、緊急防災・減災事業債につきましては本年度までとなっております。学校施設環境改善交付金には大規模改造（質的整備）として空調設置を対象とした項目がございます。児童生徒及び教職員等が使用する全ての部屋が該当し、その冷暖房設備の設置に要する経費及びその関連工事が対象となります。

一方、民間のリース事業活用については、国の交付金の対象とはなっておりません。リースによる整備は年単位の負担は平準化しますが、整備に対する負担は全額が市の単独費となることから、財政負担の先送りとなり利用価値を見いだすことができません。

財政状況が好転し、施設の長寿命化が進展した際には、体育館への空調整備に向けた調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） ただいま、教育部長のほうから御答弁をいただきまして、本市の学校体育館エアコン設置については、今の財政状況では非常に難しいとの御答弁でした。また、各教室の現在のエアコンの状況も確認をさせていただきました。確かに17校に設置するとすると莫大な費用がかかる、そのことはよくよく存じております。ただ、命には代えられない。今、市民にとって必要な施策とは何であるのかを考えていただき、今後も検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、医療的ケア児、またケアを必要とされる方への災害時の電源確保のための家庭用発電機購入に対する助成についてお伺いをいたします。

本年第1回定例会において、市民より、医療的ケア児・者の災害時の電源確保、発電機購入に対する助成に関する請願が提出され、全会一致により採択となりました。

日本は地震大国であり、これまでも多くの地震に見舞われてきました。そして、今後も南海トラフ地震、首都直下型地震が必ず近いうちに起こる可能性がある、専門家も話しています。さらに近年、異常気象の影響でゲリラ豪雨が発生し、川が氾濫、大きな被害により人命も失われました。

このような状況の中、医療ケアを必要とされるお子様、成人者、高齢者にとって、人工呼吸器の電源が止まってしまうということは命がなくなるということであり、家庭用発電機があることで命をつなぐこととなります。当事者の方は、災害が起こるたびに命の縮む思いをされています。早急に購入のための助成をと考え、8月3日に通告をさせていただきました。その後、8月24日の全員協議会において、発動発電機を購入した際、4月1日に遡って10万円を上限として購入額の9割を給付すると発表がありました。

対象者をどのくらい想定し予算を組み込まれているのか。補正予算を組むことなく助成ができるのであれば、なぜもっと早く実施することができなかったのかお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 在宅において人工呼吸器等を使用されている方に、災害時の電源確保に必要な家庭用発電機の助成につきましては、制度を整え、令和2年9月1日から申

請受付を開始したところです。

牛久市障害者等日常生活用具費給付事業実施要綱の一部を改正し、助成品目に家庭用発電機を追加し、在宅において人工呼吸器、電気式たん吸引器、酸素濃縮器等を使用している方を対象に、購入額の9割、上限10万円までを助成いたします。令和2年4月1日から助成を適用いたします。

周知は、9月1日号広報紙、ホームページのほか、チラシを作成し、必要な方に案内をいたします。

なお、対象者として、現在、市が把握している人数は、呼吸器機能障害1級手帳所持者が8名、人工呼吸器等の使用児・者が7名、呼吸器機能障害3級手帳所持者が28名、酸素吸入及び吸引器等電気医療器使用児・者が6名、計49名になります。

今年度は10名程度の申請を見込み、予算措置としては日常生活用具給付事業現年度予算1,577万6,000円から支出してまいります。

また、実施がこの時期になった理由ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による対策、特別定額給付金事業等の事務対応に追われつつも、発動発電機購入助成制度をできる限り早期に実施するために、他市の状況や制度設計の検討を実施した結果になりますので、御理解をお願い申し上げます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 新型コロナウイルス感染拡大の中で、市の職員の皆さんが市民のために全力で取り組まれてきたことは理解しております。今後も市民の命に関わる事案についてはスピード感を持って取り組んでいただけるよう要望をいたします。

次に、各自治体が市民向けの防災ガイドブックを発行しておりますが、本市も作成するお考えがあるか伺います。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 市では、防災訓練などで市民の方々から寄せられた疑問や意見等を、牛久市に合った市民に分かりやすい内容のパンフレットを作成し、市ホームページ等に掲載しているほか、防災訓練などの際に配布をしております。また、全戸に配布している暮らしの便利帳には、揺れやすさマップや地震災害時に命を守るポイントなど、防災に関する情報も掲載されております。市民向けの防災ガイドブックについては、それらの内容や要点を簡潔にまとめたものを今後作成し、市民の皆様役に役立てていただきたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） それでは、どなたが見ても分かりやすい防災ガイドブックの作成をお願いいたします。

第2回定例会において、災害時、宿泊施設や企業の会議室などのスペースを宿泊施設として使用できるよう締結を結ぶことも、今後必要であると述べさせていただきました。

去る8月19日、牛久市は、有限会社U、株式会社Hと、災害時において被災者のための一時的な避難所として253部屋使用することに関し、協定を締結しました。締結に至るまでの経緯をお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 宿泊施設を運営する2社との「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書」の締結に至りましては、新型コロナウイルス感染症による大規模災害の発災時に多くの避難場所を確保する必要があるとございます。国からも在宅避難、そして親戚、友人宅への避難の周知やホテルなどの活用も検討するよう通知がありました。

それらを受けまして、去る8月19日に市内にあります宿泊施設を運営する2社との協定を締結し、発災時における避難者のための一時的な避難所として、災害弱者の方を対象に宿泊施設を提供していただけるものでございます。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） このたびの台風10号では大勢の方が避難所に押し寄せて、その避難所に入ることができなかった、そういうことがニュースでありました。一つでも多い避難所を確保する、その意味では非常にいい取組であると、今後も拡大していただきたいと切に思います。

現在、牛久市在住の外国人は51か国にわたり、特に多いのがブラジルで約4分の1を占めており、続いて中国、フィリピン、ベトナムの順になっております。それぞれの国で話す言葉も違います。最近では、英語、中国語、韓国語などの表示が増えてきているものの、多言語に対応することが大事であり、安心を与えるものと思います。ポルトガル語、中国語、タガログ語など、在住の外国人が多い母国語を重視することも大事ではないでしょうか。

日本に来て長年生活をしている外国人でも、災害に関する情報を十分に理解できないといえます。スマートフォンで情報を集めようとしても、専門用語や漢字が多く、読んだり意味を理解するのが難しいとのこと。牛久市在住の全ての外国人が日本語堪能というわけでは決してありません。

また、避難所における配慮も必要です。例えば宗教上の問題、提供する非常食は豚肉など食事の制限のある人でも食べられるものなのか、礼拝を行う場所を確保できているのかなど、このように災害時の在住外国人をどう支援していくのか、外国人の視点に立った支援が必要と考えます。

静岡県浜松市は、日系ブラジル人を中心に2万人の外国人が暮らし、南海トラフの巨大地震

では津波被害が想定されているため、外国人の防災対策に以前から積極的に取り組んでいます。住民の4割を外国人が占めるという遠州浜地区では、自治会の防災担当を外国人が務めています。家庭訪問などを重ねて、災害時の行動を伝えたり、年3回の防災訓練への参加を促したりしています。また、浜松市では、外国人の防災リーダーを育成する取組も行われています。市の国際交流協会が主催し、災害についての知識や対策を学ぶ機会も必要ではないでしょうか。

私たちの社会は、これからさらに多くの外国人を受け入れていく方向へと動き出そうとしています。その中では、お互いに生活や文化を尊重し共生していくことが求められています。災害という難局をそれぞれが協力し、どう乗り越えていくのか、外国人の防災対策もしつかり位置づけて取り組んでいくことが大切と感じますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 牛久市公式ホームページでは、パソコンで閲覧する場合に限りませんが、掲載情報を英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語の6言語に翻訳できる機能があり、外国人に対する災害情報を随時提供しています。

また、牛久市国際交流協会のフェイスブックページでは、牛久市公式ホームページ掲載情報を適宜発信しております。フェイスブックの翻訳機能では、市内在住外国人51か国の母国語を含む様々な言語に翻訳することができます。引き続き、市公式ホームページ及び市国際交流協会フェイスブックページを併用し、必要な情報を必要な方に届けるべく発信してまいります。

また、市国際交流協会主催の日本語教室では、授業の一環で、避難場所の名称を覚え、自分の避難所を地図上で把握する授業を行っています。外国人の皆さんの御意見や御要望も伺いつつ、外国人が災害発生時に適切な行動が取れるよう、日本語教室での活動を継続してまいります。

今後は、市防災担当と国際交流協会で協力しながら、外国人の方々のさらなる防災対策について検討してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 外国人の方も市民の一員で市政を支えてくださっているわけです。不自由さを感じることなく、細やかな配慮をお願いします。防災ガイドブックについても多言語での掲載を要望します。

以上で、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で3番秋山 泉君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時40分といたします。

午前10時29分休憩

午前10時40分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、11番池辺己実夫君。失礼しました。9番池辺己実夫君。大変失礼をいたしました。

11番……大変失礼をいたしました。9番柳井哲也君。

〔9番柳井哲也君登壇〕

○9番（柳井哲也君） 無所属の柳井哲也です。通告書に従いまして、大きく2点につきまして質問をしていきます。

まず、大きく1番、ウイズコロナ社会について。

新型コロナウイルス感染症を完全に克服することはできないと言われていています。したがって、現在、世界の医学は、万一コロナに感染しても重症化しない道を探っていると思われれます。3密を避けホームステイを基本とした生活は、私たちに全く予想外で、国や自治体がこれまで進めてきた絆づくりの政策に対立するものです。それだけに、個人も地域も新しい生活を模索しながら進めているところであります。

牛久市は、市民がコロナ感染症にかからないように、感染症予防ガイドブックを全戸に配布し、新しい生活様式を既に提示しております。そこで質問です。

新しい生活様式に合った環境づくりが求められているのではないのでしょうか。市の考えをお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 新型コロナウイルス感染症は、現在、第2波を迎えておりますが、今後も長期化の様相を呈してありまして、感染予防対策を日常生活に入れた新しい生活様式の定着を図ることが重要であります。また経済においても、また我々市の行政の政策に当たっても、大変な転換が必要になる時期であるのかなという感じがいたします。

新しい生活様式の普及啓発の1つとしては、市では、感染症予防ガイドブックを作成し、8月中旬に全戸配布いたしました。内容は、新型コロナウイルス感染症の経路、症状、検査等の情報や感染予防の基本である手洗い、消毒、マスクの着用などの正しい方法、日常生活の各場面において新しい生活様式を取り入れた工夫、そして、体調が悪くなったときの対応、家庭内で感染者が出たときの注意するポイントを分かりやすく掲載しております。また、最新の情報の入手先等も掲載し、保存版としております。

市民の皆様より「ポスターを切り取り壁に貼っています」といった声をいただいております。ガイドブックが有効に活用されていると受け取っておりますが、現在、市事業においても、密閉空間、そして密集場所、密接な場面の3密を避ける等の新しい生活様式を基本としての人数

制限や体調チェック、消毒、喚起、ソーシャルディスタンスに配慮した配置等を徹底して行っております。

また、県が推奨する「いばらきアマビエちゃん」の登録において、新しい生活行動として重要であると捉えております。「いばらきアマビエちゃん」は、茨城県が感染拡大の防止を目的として導入したシステムでございまして、まず、県のガイドラインに沿って感染防止に取り組んでいただいている事業者がアマビエちゃんに登録を行っています。県民は、お店利用の際やイベント等の参加時に自身の携帯等で、登録事業所のあかしである「感染防止対策宣誓書」に記載の二次元コードを読み取り、登録を行います。これらの登録により、感染者と接触した可能性のある方に対し、県より通知が届くという流れになっております。

県はこのシステムの定着と利用の向上を目指し、条例化を進めております。無症状の感染者や感染経路の不明な方が増えていく中、自身が感染者と同じ空間にいたかどうかを把握するためのツールとしての活用をしていただくよう、市としても市民の皆様積極的に登録と利用を進めているところでございます。

今後も、新しい生活様式の習慣化に向けて、さらなる普及啓発及び感染予防対策の工夫、徹底、そして新しい生活様式に合った環境づくりに取り組んでまいります。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 市長の答弁いただきました。感染症予防ガイドブック、非常に分かりやすいガイドブックであると思っております。しっかりと利用していきたいと考えております。

それでは、2番目の質問です。個人または家族中心の戸外活動はこれまでも行われてきておりますけれども、今後は国や自治体が最重要施策という推進していくことになると思います。

そこで質問です。外を歩き、自転車に乗る楽しさを安心な環境でできるように、ウォーキングあるいはサイクリングロードの設置と発信について牛久市の考えをお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部次長柳田敏昭君。

○経営企画部次長兼政策企画課長（柳田敏昭君） 牛久市内には、茨城県の指定を受けたウォーキングコースであるヘルスロードが9コースございます。初心者から経験者まで楽しめるコースとなっており、全9コースを1年以内に完歩した市民の方には「生涯かっぱつキューちゃんピンバッジ」をプレゼントしております。

現在、市では新たなウォーキングロードの設置の予定はございませんが、コロナ禍においても個人や御家族でヘルスロードを活用し、ストレス解消、健康づくりにお役立ていただきたいと考えております。

また、サイクリングロードにつきましては、これまで何度か計画には盛り込まれておりましたが、具体化したものはなく構想のみにとどまっております。平成29年に発足いたしました

牛久沼周辺首長会議においても、牛久沼一周のサイクリングロードについての発言があり、今後検討していく事項として取り上げられましたが、具体化はされておられません。

国は、平成28年に自転車活用推進法を策定し、地方自治体にも活用推進計画の策定などを求めています。茨城県は、サイクルツーリズム推進による地域活性化、自転車通行空間の整備、安全教育の推進、自転車活用による健康増進を目的に、「いばらき自転車活用推進計画」を策定いたしました。

茨城県には、全長180キロに及ぶ「つくば霞ヶ浦りんりんロード」がございます。日本で3コースのみのナショナルサイクルートの指定を受けております。牛久市内でりんりんロードが直接通るところはございませんが、りんりんロードにアクセスする道路は何本もございます。今後、県と連携しながら、このアクセス道の自転車通行空間の整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） ウオーキングロードにつきましては、十分もう牛久市の場合は確保しておるといふことであります。

サイクリング人口、牛久市におきましても今後ますます増加すると思われるわけですが、市としては特に計画はないという答弁でありました。

次の質問に移ります。

ロ、自宅の庭にテントを張って家族で楽しむ人が多くなっています。広い公園や防災広場の開放は簡単にはできないと思いますが、テント泊ができる広場の設置あるいは計画などありましたら、その発信についての考えをお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部次長柳田敏昭君。

○経営企画部次長兼政策企画課長（柳田敏昭君） 現在、市内の公園でのキャンプについては、火気の使用を禁止していることや夜間の利用が近隣住民に迷惑となること、特定の場所を占有することで他の公園利用者の迷惑となること等が想定されることから、原則として御遠慮いただいております。

例外として、子供会や行政区の行事などで利用される場合に限り、担当課と事前に十分に協議した上で、責任者を置いてきちんと管理していただくことを条件に、個別に公園使用届を提出していただき対応した事例がございます。

なお、新たにテント泊ができる広場等を設置する計画は現段階ではございませんが、牛久シャトーの利活用等について検討を行う庁内の特定プロジェクトチームが、牛久シャトーにおけるキャンプ需要を図るためのイベントを企画しているところでございます。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 牛久シャトーでキャンプ需要を図るためのイベントを企画しているところということではありますが、大歓迎であります。牛久市に直下型大地震が発生するかもしれませんが、コロナの問題もあり、避難場所が足りなくなったとき、テント泊の経験は非常に貴重であると考えます。テント泊ができる広場の設置についてもぜひ進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

ハ、コロナ禍の影響で全市民対象の恒例イベントが全て開催できない1年になりそうですが、その代替措置として、親子ドライブインシアター等の開催予定はあるのかどうかについて考えをお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 他市町村同様、コロナ禍により市のイベントが次々と中止に追込まれております。代替措置としてのイベントは、県のコロナ対策指針に鑑み、今のところ予定はありません。

このような状況の中、子供から大人まで幅広い世代の方々に楽しんでいただくことを目的に、新しい生活様式に対応した形で開催できるイベントについて、商工会青年部が具体的な検討に入っていると伺っております。

参加者の方々はもちろん、スタッフの安全確保を新しい生活様式に沿って考慮しますと、御指摘のドライブインシアターも選択肢の1つであり、実際に全国各地で開催され、好評を博しているようです。

商工課会の企画内容が明確に示されましたら、市としてはどのような支援や協力ができるか検討し、イベントの成功に向けて商工会との連携を図ってまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 商工会でもう企画をいろいろ考えておられるということで、うまくいくよう祈っております。

それでは、大きく2番目の質問に移ります。

牛久シャトー事業再開後の状況と活性化策についてであります。以前との違いはどのようになったのかということで、私は、牛久市議会議員の1人として、牛久市が牛久シャトーをオエノンよりお借りして事業を再開していくことに賛成しました。ただ、以前との違いを出していくためには、同じ人にやってもらうというやり方は市民の理解が得られるかと心配もし、その理由をただした覚えもあります。執行部の答えは、以前担当したからこそ、失敗の理由、すなわち赤字になった事業などが分かっている、それをやらなければ大丈夫だと、そういうことなので、同じ人に任せることがかえってメリットになるということの説明でありました。

牛久シャトーを市の観光拠点として、市の核として、牛久市のまちづくりをやっていきたいと改めてスタートしたわけでありますが、コロナ禍のため苦勞をしているところであります。恐らく来店してくれるお客様はほとんどが牛久市内の方だろうと思っています。事業を再開してくれてよかった、どのように変わったのかという期待を持っての来店に違いありません。川口社長さんはじめ、スタッフの皆さんはそれに応えてくれるような努力もしてくれていると思いますが、そのような状況を前提に質問をしてみたいと思います。

1番、レストラン、お土産店、客数等の現状はどのようになっているのか。牛久シャトーと牛久市との定期的な情報交換はされていると思いますが、その内容についてお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 6月20日にリニューアルオープンしました牛久シャトーにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、観光・飲食・物販の業態が主となる牛久シャトーにおきましては積極的な事業展開が厳しく、また人を集めることによる感染の懸念から、ボランティアの活用もなかなかできないという大変厳しい状況でございます。

こうした中、御質問いただきました牛久シャトー株式会社との情報交換につきましては、当然のことながら逐次行っております。その内容といたしましては、主に牛久シャトーの現在の経営状況や今後の展開、さらには、現在、牛久市役所内に設置しましたプロジェクトチームの検討内容等、牛久シャトーに関する様々な事項につきましてそれぞれの考えや意見の交換を行っているところですが、特に最近では、リニューアルから2か月が経過し、実際に営業が再開された中で顕在化してきた課題や牛久シャトーでのワイン醸造の再開に向けた情報交換、協議等を行っております。

この情報交換等をする中で、レストラン、ショップ等の状況についても説明報告をいただいております。この2か月間の運営状況といたしましては、先ほども申し上げたとおり、昨今のコロナ禍による影響が非常に大きく、当初の計画と比べますと大変厳しいスタートとなったとの報告をいただいております。ふだんの牛久シャトー内の様子を見ましても、来客数が伸びていない厳しい状況であるということは、市役所としても感じているところでございます。

今後も意見交換、協議を密に行いながら、牛久市と牛久シャトー株式会社がそれぞれの知恵を出し合い、相互に協力しながら改善を進め、次のステップへと進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 2番目の質問に移ります。

インバウンドや遠くからのお客様を期待できない状況の中で、市内のお客様にしばしば利用してもらえる店づくりになっているのかについて、再度質問してまいります。よろしくお願

します。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） レストランのリニューアルオープンにおける牛久シャトー株式会社の基本的な考え方といたしましては、これまでも予算特別委員会等において牛久シャトー株式会社の川口社長よりその一端が述べられているとおり、旅行会社とのタイアップによる団体利用や地元企業等の貸切り利用と、地元の皆様による個人利用の両方の観点からの店づくりが掲げられており、リニューアルオープン後、工夫しながらよりおいしく、お客様に二度、三度と足を運んでいただけるような料理の開発等を考えられているところでございます。

しかしながら、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大の状況から、団体利用があまり見込めない現在の社会情勢の中にありましては、より地元の皆様の個人利用を促す店舗づくりに重きを置くことも考えていかなければならないものと認識をしております。

先日、茨城県の営業戦略部と牛久シャトーについての意見交換をする機会がございました。茨城県からは、おもてなしの姿勢が大切であること、30人、40人という団体利用客は当面見込めない状況にあることから、レストランよりも気軽に利用できるカフェ等は地元の個人客の利用を促す上で大変有効ではないか等の御提案もいただいたところでございます。

現在の状況を的確に捉え、牛久市及び牛久シャトー株式会社に寄せられる御意見、御提案を十分に踏まえながら、より多くの方々に利用いただけるものとなるよう、牛久シャトー株式会社と協議し、改善につなげてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 日々、一生懸命努力しているんだという答弁内容がございました。その内容と関連するのですけれども、3番の質問に移りたいと思います。

市民の中には、牛久シャトーの事業再開を現在も全く知らないという人と、再開後、何度も訪れ事業の状況などを詳しく知っている人、関心の高い人もたくさんおられます。牛久シャトーの目下の目標と努力しているところを広報うしくに掲載するのはどうか、事業再開を知らない人にも有効であると思いますが、市の考えをお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） これまで、広報うしくでは7月1日号に、リニューアルオープン、ボランティアによる除草作業の実施に関する記事を掲載いたしました。また、リニューアルオープンの情報や牛久シャトーの日本遺産認定に当たっては、複数のメディアでも取り上げられ、新聞紙面やNHKのテレビニュースでも取り上げられるなど、その広報効果は非常に大きいものであったと考えております。

このほかにも、JR牛久駅、ひたち野うしく駅でのリニューアルオープンに関する広告の掲

示や、牛久シャトー株式会社のホームページの作成・公開による情報発信と、オエノンホールディングスのホームページへのリンク、さらには茨城県MICE推進協議会のユニークベニューホームページでの掲載など、様々な媒体を利用した情報発信に取り組んでおります。

広報、宣伝につきましては、これだけやれば大丈夫という基準があるものではなく、より多くの方の目に触れ、関心を持っていただけるものとなることが重要であります。今後も様々な広報媒体を活用しました宣伝活動を進め、より多くの方々に関心を持ってもらえる牛久シャトーにしていきたいと思いますと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） それでは、4番目の質問であります。

牛久シャトーを利用した市民の方から様々な意見を聞いたりすることがあります。牛久市にも恐らくいろいろと届いていることと思います。そこで、牛久シャトー内にお客様から御意見をいただくための用紙の設置を希望しますが、これについてどのように市は考えているか、お答えをお願いします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 現在でも様々な御意見が牛久市に寄せられており、これらの意見につきましては牛久市にとどめることなく、牛久シャトー株式会社との情報共有に努めております。

また、リニューアルオープン後2か月が経過する中で、牛久シャトー株式会社にも直接電話や対面により多くの御意見が寄せられていると伺っております。

今回御提案いただきました用紙の設置につきましては、牛久シャトーがよりいい施設となるために広く意見をいただく上での1つの手段としては大変有効であると考えますので、意見箱のような用紙の設置等の検討につきまして牛久シャトー側にも提案をしていきたいと思いますと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 過日、牛久シャトーのほうに地元出身の国会議員ではない議員さん方3人お見えくださりまして、そして、いろいろとシャトー見学いただいて、この状況を見ていただきました。非常に、国のほうの方も、牛久シャトー、これが文化遺産に登録されたということもございまして、そういう注目を非常にいただいているということでございました。

また、先週の金曜日にオエノンホールディングスの社長と食事しまして、非常にこの状況の中での営業ということを苦慮されておりました。また、そういうところでいろいろな御協力を願うことや、そしてこれからに対しての御意見などいただきながらまいった次第でございます。

ただ、私たちの思うような営業ができていない、環境づくりができていないもどかしさとい

うのは非常にございます。早くにいろいろな成績を上げながら、そして2つの新しいレストラン開設やイベントができるような環境をつくるのが早くしたいのですが、それもできない。ですから、その中で、今、私は、プロジェクトチームや担当する課に言っているのですが、いつかこのような打開されたときにすぐダッシュできるような対応をするように、それまで様々なシミュレーションを考えながら、今の時期を大切に考えてくれという話をしております。

ですから、こういう状況においても前向きに、そしてこれから来年、そして再来年がそのステップジャンプが加速できるようなものでなければならぬと私は思っております。

ただ、この状況において今どうするか、そして、今度迎えるべき状況をどう打開するか。ただただ、このコロナ禍はまだまだ先が見えていません。そういう中で私たちは仕事をしておりますが、やはり日本遺産たる牛久シャトーをこれからどうするか、そしてエスカートをどうするかという非常に今、牛久の大きな課題でございまして、これをクリアすべく、職員と共にいろいろと対策をしているところでございます。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 一生懸命努力はしているのですがけれども、大変な状況だということでもあります。日本遺産せっかく認定になって、大きなお祝いもしたいほどのすばらしいことだったと思うのですがけれども、コロナの問題のために非常に厳しい状況になっているということでもあります。

今回、牛久シャトーを利用した市内の方々より様々な意見をいただきましたので、以上のような質問をしてみた次第であります。シャトーに対する市民の目は非常に厳しくなっていると考えます。それは、これまでのように1つの民間企業が経営しているのではなく、牛久シャトーは自分たちが税金として納めた牛久市の資金でやっている、そういう意識が市民一人一人にあるのだと思います。だからこそ無関心ではいられない、そういう思いが強いんだと思います。

これから数年、利用者のほとんどはこのような思いを持った市内のお客様であろうと考えます。牛久シャトーの経営に携わっている方々には非常に厳しいとは思いますが、頑張ってくださいより仕方ありません。牛久シャトーが今一番頑張っていることは何なのか、それを市民の皆様様に常に伝え続けていくことが、牛久市にとってもシャトーにとっても大切であろうと考えます。市の担当課としてどうかよろしく御指導いただけたらと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で9番柳井哲也君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、11番池辺己実夫君。

〔11番池辺己実夫君登壇〕

○11番（池辺己実夫君） 皆さん、こんにちは。新政会の池辺己実夫です。よろしくお願い致します。

それでは、通告書に従いまして、一問一答方式で、今回は大きく分けて2つの質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

まず、大きな1点目は、新しい生活様式の下での地域経済振興策についてであります。

新型コロナウイルスの発生は私たちの生活を一変させました。厚生労働省からは、コロナ禍における新しい生活様式が提唱されています。具体的には、まず一人一人の基本的な感染対策として、ソーシャルディスタンスと言われる身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いが感染防止の3つの基本として示されているとともに、3密の防止や小まめな換気など、日常生活を営む上で基本的な生活様式なども示されています。

また、日常生活の各場面でも、買物や娯楽、スポーツ等の楽しみ方、公共交通機関の利用、食事やイベント等の開催の際の注意点など、この新しいコロナウイルスの下での生活の在り方が示されています。働き方についてもテレワークや時差出勤、オンライン会議などが実施され、この約半年間で私たちの意識はいや応なしに変化せざるを得ない状況となっています。

そのような中で、買物での電子決済の利用は、新型コロナウイルスが発症する以前から実施されていた政府のポイント還元の時節とも重なり、かなりの方が一般化してきています。

そこで、この電子決済を利用した、いわゆるICTを活用した地域経済振興について、例えば半久はハートフルクーポン券がありますので、それと比較しながら検討する形で1点目の質問をしたいと思えます。

まず初めに、現在、市内限定の商品券として発行されているハートフルクーポン券は、いつ、どのようなニーズから誕生し、これまでどのような実績があるのかを教えていただきたいと思えます。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） ハートフルクーポン券は、消費需要の創出による市内商工業の活性化を目的として平成14年度に販売を開始した地域振興券で、発売するたびに1か月程度で完売するほどの人気の高さを20年近く保っております。平成28年度に観光協会から商

工会に発行元を移管して以降、発行額は年間5億円、利用率は99.8%、総事業費はおよそ5億5,500万円と、ほぼ同程度で推移してきました。

御存じのとおり、ハートフルクーポン券は例年夏季と冬季に2回発行し、1万円プレミアムを含めた額面1万1,000円分の商品券が購入できる仕組みとなっております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により冷え込んだ市内商工業の振興を図るため、参加店舗への支援の一環として、通常は参加店舗に御負担いただいている経費を市の補助金で賄うことといたしました。

また、冬季分につきましては販売額を1億円増やして4億円とし、販売開始を例年より2か月繰り上げて10月1日にする予定でございます。これは使用期限が9月30日である夏季分の終了から一日も途切れることなく市内経済が循環することを目的とした措置であります。

さらに、冬季分では、通常商工会が実施している抽選会を大幅に拡大し、市からの補助金を活用して1本5,000円相当の商品券を900本用意して、購買意欲の喚起を図ります。900本の内訳を申し上げますと、牛久シャトー共通商品券、エスカード牛久内のクーポン券取扱店で利用できる商品券、そして取扱店全店で利用できる商品券、それぞれ300本といたしました。

今年の夏季分は例年よりかなり早く、発売から2週間ほどで完売いたしました。コロナ禍の中ではありますが、冬季分も、以上のような支援策が市内経済を活性化させ事業者の皆様の経営安定につながるよう努めてまいります。

○議長（石原幸雄君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 今の説明にもあったように歴史を持つハートフルクーポン券ですが、実際の運用上の課題について伺います。

市民の皆さんにとっては10%のお得感があり、好評を得ていることは私も十分に承知しております。しかしながら、私も市内の事業者としてハートフルクーポン券を実際に取り扱っていた経験から申し上げます、取り扱う市内業者にとっては、もう本当に手続きが煩雑であって換金の即効性がまずなくて、手間が大変大きく感じられました。

具体的に言えば、消費者としてお使いになった皆さんは本当に便利で、ハートフルクーポン券を使用して使いますよね、お金の代わりに。でも、事業者としては、それを換金するのにいろいろ手間暇をかけて商工会に持って行って、お金になるまでにタイムラグがあるんですよね。仕入れたものはもちろん業者に払わなきゃいけない、人件費も先に払わなきゃいけない。それが毎日換金できるのならともかくそうではなくて、今は随分変わって5日とか10日とか随分増えて、月のうちにもういっぱいになっているのは分かるんですけども、私の頃はもう本当に月1回程度で大変でした。

やはりまとまった額を換金するので、ハートフルクーポン券でもう800万、1,000万というのを数えて持っていくわけですよ。お金と同じでちゃんと数えて、二度と使えないように端を切って、その事業者の判こを1枚1枚押して、それで持っていくんですよ。そういった中で、今度向こうは機械で数えて、中にはお金と一緒にくっついてしまっていて、スタンプが押していないからこれは来月の換金日にして、そういった形の指摘を受ければ、もちろんそれはもう決まり事ですから、もちろん分かりましたという形でそうしますけれども。

そういうふうな手間暇を考えた場合には、この新しい生活様式の下でお金をなるべく触らないような、皆さんスーパーのレジなんか並んで分かると思うのですけれども、もうレジやっている方は手袋とかしてなるべくお金を使わないような形で、スーパーとかデパートの放送では、キャッシュレス決済をお勧めするような放送がもうひっきりなしに流れている。そういった状況の中で、今はこのハートフルクーポン券はちょっと一昔前の形で、やはりキャッシュレス決済のほうがいいのかなと思って、今回の質問をさせていただきました。

事務局として、私が今説明したようなことは課題とされて認識しているかどうかというのをちょっと聞いてみたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 御指摘のとおり、事業者の皆様からは、ハートフルクーポン券を取り扱った後の換金等の手続が負担になっているという声が聞かれます。

今年度は、コロナ禍に苦しむ事業者の方に少しでも早く現金をお渡ししたいという商工会からの発案により、従来月3回だった換金日を倍の6回に増やすことといたしました。商工会としましては、来年度以降もさらに事業者の方の負担軽減策を検討し、換金処理をはじめとする負担が原因で参加をためらっている事業者の新たな加入を促す方針となっております。

今後も、ウイズコロナという言葉に象徴されるように、新型コロナウイルス感染症の影響は私たちの生活全般に及ぶものと思われまます。ハートフルクーポン券事業においても、印刷、販売、消費、事務処理といった一連の流れを新しい生活に沿った形になるよう見直し、改善すべきところは改善して、消費者にも事業者にも喜ばれるシステムの構築を商工会と連携しながら進めてまいります。

○議長（石原幸雄君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 今、本当にまさに利用する人にも事業者にも便利なものにしていくように心がけていきたいというふうな部長から答弁があったので、電子マネー付ポイントカードについて伺います。

質問の冒頭にも申し上げましたとおり、先ほども部長から言ったように、ウイズコロナの中で新しい生活様式、コロナとこれからもずっと付き合っていくんだという形だと思うんですよ。

ですから、他人と距離を確保してマスクを着用して小まめに手洗いをしながら、うつらない、うつさないための行動で消費行動をしていく、できる限り接触を避ける、アナログなお金の直接的なやり取りをできるだけ避けることが求められます。

そこで、今回、新しい生活様式の下での地域経済振興策の施策として、電子マネー付のポイントカードを発行している自治体の先進事例を紹介したいと思います。

こういった形なんです。これから説明します。

広島県の東城町で行われている「ほ・ろ・かカード」の事例です。あわせて、同じように仕組みの導入について提案したいと思います。

簡潔に申し上げれば、「ほ・ろ・かカード」は、東城町の地元商工会が実施している電子マネー付のICカードです。いわゆるキャッシュレス決済のできるカードであり、このカードを東城町の住民の8割以上が持っていると言われています。

使い方としては、電子マネーとして最大5万円までチャージができて、1万円チャージにつき100ポイントがたまるそうです。「ほ・ろ・かカード」加盟店で買物をすると200円ごとに1ポイントもらえますし、加盟店ではポイントによる買物も可能です。地域で開催されるイベントやボランティア、健康への取組に参加することでもポイントがもらえるような仕組みがあるようで、市民参加を活性させるツールとしての役割を持たせています。

さらには、このカードを「おまもり ほ・ろ・かカード」として児童に持たせたり、登下校時に児童クラブへの到着時には設定しているカードリーダーにそのカードをかざすと、あらかじめ登録をしている保護者にメールアドレスからメールが自動送信されるシステムも一部運用されているようで、様々な場面で市民生活に活用されています。

いかがでしょうか。現在の新しい生活様式が求められるウイズコロナの状況の中で、同様な仕組みを構築する価値は大いにあるのではないのでしょうか。

さらには、この後2つ目の質問とも関連しますが、牛久シャトーの日本遺産認定を受けた当市が、今後、日本遺産認定を契機とした交流人口、もちろん外国人観光客のインバウンドも考えて、牛久市に訪れていた方にまずこのようなお得なカードを購入していただいて、シャトーのきれいな写真を入れるとか大仏の写真を入れるとか牛久沼の写真を入れるとかした、そういったカードを使っただいて、牛久で買物をしていただいて、万が一ポイントが残れば、都内から50キロ圏内の牛久市です、またシャトーに何度でも来てもらいましょうよ、大仏、何回も見てもらいませんか、そういったきっかけになるのではないかなと私は思っています。

私は、市民生活の利便性向上と交流人口を図る方策として、このような電子マネー付カードの発行を提案したいと思います。執行部の考え方について伺いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 厚生労働省が推進する新しい生活様式の実践例の1つに、電子決済の利用があります。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止だけではなく、国内のキャッシュレス化にも大きく寄与するものと思われます。

また、現在、国がメディアで広くPRしているマイナンバーカードの活用におきましても、電子マネー付ポイントカードが例示されております。しかしながら、マイナンバーカード自体の交付率は、令和2年8月23日現在、全国、茨城県ともに19.1%、当市でも19.6%にとどまっております。このような状況から、国がメディアによる周知を呼びかけているところ です。

ただいま御紹介いただきました広島県庄原市、合併前の旧東城町で始まった「ほ・ろ・かカード」は、地元商工会が決済事業者となる先進的な電子マネー付ICカードです。現金のチャージ、加盟店での支払いのほか、地域のイベントやボランティア、健康への取組に加え、子供や高齢者の見守りサービスでもポイントが取得できるとあって、65歳以上が46%を占める典型的な中山間地の旧東城町において、住民7,500人の実に8割が保有する地域最強カードとなりました。

また、このカードは、国からキャッシュレス・ポイント還元事業に認定されているので、マイナンバーカードへのひもづけも可能ということです。

旧東城町のシステムは、地域内の経済活性化はもちろんです。最大のメリットは、通常のクレジットカードの場合は発行元の大企業に流れる事業者負担の手数料が、地元の商工会が決済事業者になるため地域にとどまるということです。東城町商工会では、大手クレジットカード会社が約3~5%とする手数料を1%に設定して事業者には喜ばれております。この手数料のうち、2割を「ほ・ろ・かカード」運営の維持費にし、残りの8割を商工会の自主財源にしているとのこと です。

当市は、旧東城町の10倍以上の人口を擁し、都内へのアクセスもよいなどバックグラウンドがかなり異なりますので、同様のシステム導入は容易ではないと思われます。しかし、新しい生活様式への移行は必須であるとともに、高齢者は現金志向が強いという常識を覆した点は特筆に値します。将来的に市として参考にすべき優良事例と考えます。

これらを踏まえ、市としては、今後もより国の政策や時流に留意しつつ、商工会との連携を図りながら、ハートフルクーポン券事業のよりよい在り方について様々な検討を重ねてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 前向きな答弁をいただいて、本当にありがとうございます。

国の指針にもあるように、電子決済の利用、新しい生活様式、ちゃんとうたっていますから、

国は。そういった形で東城町は、皆が言われたように、茨城県でこういったことをやっているところはないですよ。ですからもう、ICカードの活用は牛久市の根本市長のところに行って聞いてこいよと、よその自治体から来て教えてくださいと言われるぐらいの、もう先駆者になりましょうよ。本当に、市長、ようちゃんカードとかねもちゃんカードという名前でもいいですから、ぜひ俺はやってもらいたいと思っています。

それで、これは本当に今言ったとおりなんです。私も事業者で分かるんですけども、私はずっと水商売だったので、もう本当に3.8%とかよそのカード会社に持っていかれちゃうんですよ。それはおかしいだろうみたいな形でカード会社とやり取りしたこともあります。でも、どの事業者も持っていかれちゃうんですよ、よそでやると。

まして、今は、マイナンバーカードのお話が部長のほうから出てありがたいですけども、その部分のひもつけ、じゃ、例えばいろいろ分かっちゃうから、財産や何か分かっちゃうからマイナンバーカードはしたくない、それは間違いですから。大体お葬式とか何とか親が亡くなったりなんかすると、みんな税金来るじゃないですか。もう国は分かっているんですよ、そんなことやる前から。こいつはどのぐらい金を持っているとか。正直、ひもつきするのは、カードに対して1つの口座ですからね。

だから、何かその辺のところを市のほうから、私の言葉はちょっとうまい言葉で説明できないんですけども、部長、課長はもう優秀な方なのでもう少し上手な説明ができると思うので、市民の方に理解を得るような形でマイナンバーを取得していただいて、例えばよそのペイペイだとかIDだとかそういったものに電子決済をするのではなくて、その部分で、牛久市でねもちゃんカードを作ったよ、そここのところに入れてくれと言えば、4人家族だったら2万ポイントですよ。それが外に流れないで牛久の中で流通するんですよ。本当に真剣に考えてもらいたいと思います。

だって、そうじゃないですか。お金をハートフルクーポン券に代えて数えるんですよ。金と一緒にじゃないですか。だから、その部分は本当に真剣に考えてもらいたいなと思ひまして、これはもう答弁とか全然結構なので、私からのお願いという形で、2点目に入らせていただきます。

○議長（石原幸雄君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 続きまして、大きな2点目の質問です。

牛久シャトーが日本遺産認定を受けましたが、今後、どのような施策の展開をしていくのかについて質問いたします。

まず、質問に入ります前に、今回の牛久シャトーの日本遺産認定は、根本市長をはじめ、関係各位の粘り強い活動の成果であろうと感じております。今回の牛久シャトーの日本遺産認定

のニュースを市民にお知らせした広報うしく7月1日号の中でも、甲州市との共同申請の合意から3年目にして結実、悲願の日本遺産認定を勝ち取りましたと表現されていました。この認定での道のりに対し、関係者の皆様の並々ならぬ御尽力に心より感謝と御礼を申し上げる次第であります。ありがとうございます。

私も、改めて日本遺産の目的について文化庁のホームページを確認しました。日本遺産とは、地域の歴史的の魅力や特色を通じて、我が国の文化、伝統を語るストーリーを日本遺産として文化庁が認定するものであり、ストーリーを語る上で欠かせない魅力あふれる有形・無形の様々な文化群を、地域が主体となって総合的に整備、活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としていると記載されています。

言い換えれば、日本遺産は地域の活性化を目的として、その地域の文化、伝統を語るストーリーの価値を日本が、国が認めたということであり、ストーリーを語る上で不可欠な魅力のある有形・無形の様々な文化群を総合的に活用する取組を国が支援するものです。

私も、執行部と共に、これらのことをきちんと理解した上で、今後の議員活動を進めていかなければならないと改めて考えました。

そのような中で、まず初めに、牛久市が認定申請を行った理由と認定までの経緯について、確認の意味も含めて質問させていただきます。今回の牛久シャトーの日本遺産への申請はどのような効果を目指して行ったものであるか、その理由と認定までの経過について伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 牛久シャトーの文化的価値につきましては、明治時代中期の本格的なれんが造りワイン醸造場の主要部が完全に保存されていることや、建築物としての歴史的価値も高いことなどから、産業技術史上の重要性が評価され、平成19年には経済産業省の近代化産業遺産、そして翌年の平成20年には国の重要文化財に指定されております。

さきの東日本大震災においては、甚大な被害を受け、その文化的価値の存続が危ぶまれましたが、5年の歳月を要した災害復旧工事が平成28年3月に完了し、再び美しい姿を取り戻すことができました。

日本遺産申請に至った理由と経過につきましては、牛久シャトーが復活を遂げた同時期において、折しも文化庁が新たに制度化した日本遺産の認定を受けることにより地域ブランドを確立し、新たな観光振興による地域経済産業活性化の効果が得られることを期待して、申請に至ったものであります。

認定に至るまでの経過といたしましては、日本ワインに関する唯一の国の重要文化財である牛久シャトーと、同じく日本ワインに関する文化遺産が多数現存する山梨県甲州市が共同で申請することにより、明治時代の「日本ワインの黎明期を支えた街」という共通テーマでストー

リーを描くことができることから、平成28年度から協議を重ね、平成29年5月、根本牛久市長と当時の田辺甲州市長が会談し、正式に両市共同による日本遺産申請に取り組むことで合意をいたしました。

しかしながら、日本遺産認定までの道のりは険しく、平成30年度、令和元年度と連続で申請するものの、惜しくも落選となりました。さらに、「葡萄畑の風景」という類似テーマにより山梨県が日本遺産認定を受けたことで、新たな共同申請自治体候補地も模索をいたしました。最終的には、申請の枠組みを変えることなく、一貫して「日本ワイン」という両市の共通テーマにのっとり愚直に努力を重ねた結果、3回目にして最後のチャンスとなる今回の申請で、「ワイン文化の開拓に尽力した民間人の功績」に焦点を当てた物語へ変更したことにより、念願の日本遺産認定を勝ち取ることができました。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 続きまして、甲州市との協定の内容に基づき、今後実施が計画されている各施策について質問いたします。

共同認定を受けた山梨県甲州市とは、去る7月16日、鈴木甲州市長が牛久市を来訪され、牛久シャトー本館2階の大広間を会場に、ワイン文化の日本遺産協議会の調印式が実施されました。当時の様子はその日のNHK放送でも放映され、根本市長と鈴木市長がそれぞれの思いを語っておられる会見の様子を、私もテレビで拝見させていただきました。牛久市が日本遺産の認定を受けて次のステージに進むのだと改めて実感しました。

そこで、本協議会の設立について、その目的と協定の内容をお伺いするとともに、今後、この協定に基づきどのような施策が計画されているのかを伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 山梨県甲州市と共同で設立をしましたワイン文化日本遺産協議会の目的と協定の内容についてお答えをさせていただきます。

ワイン文化日本遺産協議会は、今回の日本遺産に認定された「日本ワイン140年史～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～」について、牛久市と甲州市相互の連絡調整を円滑に行い、一体的な事業の展開を図ることを目的としております。

ワイン文化日本遺産協議会の所掌事項といたしましては、「日本の近代化とワイン文化の各種日本遺産事業の取組に関すること」「日本の近代化とワイン文化に関する文化遺産を活用した普及啓発に関すること」、前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関することの3点を挙げております。

去る7月16日に牛久シャトーにおいて執り行われた協議会設立の調印式におきましては、今回の日本遺産認定を機に、両市の人的・経済的交流について、より一層充実させることを牛

久市、甲州市の両市で確認をしたところでございます。

今後は、内外からの観光客受入れ体制の整備事業をはじめ、人材育成や普及啓発、観光客嗜好性の調査事業など、甲州市と協議を重ねながらハードとソフトの両面から展開をしていく予定でございます。

一方で、学校側とも連携を図りながら、郷土愛の醸成につながる学習の一助となるような企画を含め、将来的に「牛久の歴史と文化を支える次世代のひとづくり」に向けて、具体的な事業を進めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 今、部長が言ったように、郷土愛の教育も通じてということであろうといった形で、何回も言いますが、3年目にして結実し、悲願の日本遺産認定を勝ち取りました。やはりこういったことを市民の方、もちろん知っていますけれども、小さい人たちにもどんどんこれを浸透させていかなきゃいけないというためには、やはりシャトーの、ワインではないですけども、歴史というものが大事だと思うんですよ。そういったもので、私の最後の質問になりますが、牛久市のプロモーションとして、牛久シャトー物語のような映画の作成についてやるかどうかという形でちょっと聞いてみたいと思います。

実は、このテーマは以前、平成28年6月に開催された第2回牛久市議会定例会の私の一般質問で、一度取り上げさせてもらったことがあります。前回のときには日本遺産を目指す前で、牛久シャトーの創始者である神谷傳兵衛の生涯や、シャトーという呼び名が原料の生産から醸造場の一貫したものに対して与えられる称号であり、日本初の施設であったことを紹介させていただきました。

そして、そのような神谷傳兵衛の残した貴重な足跡を映画化して、多くの市民の皆様にも知ってもらうことはもちろんのこと、牛久シャトーの歴史、文化を積極的に国内外に発信することの必要性や重要性についての執行部の考えを伺った質問をしました。しかしながら、そのときは、当時の回答としては、まだ時期尚早、たったこの四文字で終わらせてしまわれました。

今回、日本遺産の認定を受けて、名実ともにその価値がさらに牛久シャトーは証明されたと私は認識しています。その歴史と功績を広く紹介するプロモーション映画の作製はもう絶好の機会であり、私は再度提案をさせていただきたいと思います。執行部の考えを伺いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 近年、シティプロモーションに動画を活用し、そして、イメージアップやシティセールスを展開する自治体が大変多くなっております。従来の広報手段である文字や写真の紙媒体ではなくて、その情報量が格段に多く視覚的に強いアピール力があることから、

ダイレクトに趣旨を伝えることができるため、宣伝効果については非常に効果的であると認識しております。

また、映像という媒体を通じて広く市内外に牛久シャトーを周知するとともに、ワインに興味がない方にも牛久シャトーに足を運んでいただける契機になると考えております。

議員御提案のとおり、歴史と功績を広く紹介するプロモーションとしての映画制作の時期については、今が好機と捉えております。市民からの応援を受け、3回目にしてようやく悲願の日本遺産認定を勝ち取り、また、署名運動をはじめとして市民の皆様から切望されてより郷土の大切な財産としてリニューアルオープンしたこの時期だからこそ、牛久シャトーを愛する牛久市民の思いが集結され、映画制作への機運が盛り上がり、さらに牛久シャトーへの愛着や郷土愛の醸成につながると考え、末永く後世まで伝えていく原動力となってくるものと確信しております。

その市民力を皆さんの力で、そして資金などをクラウドファンディング活用等でまた調達でき、映画化が実現できましたら、市民一人一人が牛久シャトーの宣伝マンとして、そして自発的なPRにつながるものと考えております。

市といたしましても、神谷傳兵衛氏とのゆかりのある他の市町村や民間企業を支援団体として巻き込んでいくなど、映画制作を側面からバックアップし、連携を行ってまいりたいと考えます。

先ほども、時期尚早というふうな映画制作に関しまして、あの当時はやはり、何と申しますか、状況がございました。オエノンの会社がやりましたので、牛久市自体がそれほどの参加をしていなかった。今回は日本遺産に認定されまして、そして今、運営をまさしく牛久シャトー株式会社がやっている状況がございます。前の状況とはまるっきり違うわけでございます。

また、最近、非常にある自治体をモデルとした映画が多くございます。最近では、日立でつくった「ある町の高い煙突」ですか、あと、「レミングスの夏」はたしか取手があったのかな。私は、その監督がこの前つくりました「祈り」という映画を見てまいりました。これは長崎の原爆のそういう被災者をテーマにつくった映画でございました。

ですから、今、非常にそういう地域に根差した映画というのが多くあります。ただ、やはりお金も非常にかかることは聞いております。たしか日立でもやったときも非常に、最初はこのくらいだと言われたのが最後になったらこのくらいだというふうな話になって、大変驚いていたようでございます。ただ、いい映画をつくる、いいスタートをするとすると、それだけのコストがかかるのかなという話でございました。

ただ、これからクラウドファンディング、いろんな手法を問いながら、そして、牛久の身の丈に合った映画を、そして魅力ある映画をつくるのが、私は非常に面白いと思います。ただ、

先に立つものもしっかりと還付しながらやっていかなければならないと私は考えております。
以上です。

○議長（石原幸雄君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 市長から前向きな答弁をいただいて、本当にありがとうございます。
す。

それでは、もしも例えば自分なんかが生意気なんですけれども先頭に立ってやった場合には、先ほど言ったように側面から押していただけるような形の協力は大丈夫なんですよ。市で。
はい、ありがとうございます。

私、今回2点の質問を大きくさせてもらったんですけども、一番やはりキャッシュレスにしても今のシャトーにしても、みんなもうシャトーへの思いなんです。多分ここにいる人みんなそういう思いあると思いますけれども、もう本当に、手前みそですけども、私は牛久一中で東洋牛久通わせてもらって、もう毎日シャトーの前を通っていろいろ、私は勉強はもう本当に全然できなかったんですけども、運動や何かやっっているいろいろ成績を残したときに、頑張ったとか、おい、茨城県一すごいとか、シャトーから声をかけてもらってまた頑張れたとか、いろいろ例えばつらいことや何かあったときも、多分市長も一緒だと思うんですよ、あそこを通過してシャトーから元気をもらったり励まされたりというそういうことがたくさんあって、ここまで大きく育ててもらったは変ですけども、そういった思いがあるので、やはりシャトーはもっともっと後世にも、本当にこれだけすごいのが牛久にあるんだよと伝えていきたいし、そういった映像をつくってその歴史をひもといて見ていただきながら、例えばふるさと納税した人の返礼品としてワインとそのDVDや何かを送って、その映像を見ながらそのワインをたしなんだりなんなりすれば、もっともっと牛久も知っていただいたり、それを見てそのワインを飲んだことによって、牛久にまた来たいなと思うような、PR効果もあるのかなと思って提案させていただきました。

あと、キャッシュレス決済は、本当にもう新しい生活様式の中では欠かせない部分になっていくと思いますので、ぜひ前向きに検討していただいて、「ほ・ろ・かカード」のような形のを、ようちゃんカードでもねもちゃんカードでもいいですから作っていただきたいことをお願いして、私の一般質問を終わらせてもらいます。本当にありがとうございました。好き勝手言ってすみません。

○議長（石原幸雄君） 以上で11番池辺己実夫君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時15分といたします。

午後0時05分休憩

午後1時15分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染対策として、一般質問の間の議席を指定いたします。

議席は、ただいま御着席のとおり指定をいたします。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、14番杉森弘之君。

〔14番杉森弘之君登壇〕

○14番（杉森弘之君） 改めまして、こんにちは。市民クラブの杉森弘之です。

私の質問は、新型コロナウイルス感染症と市の独自施策についてであります。

一問一答で質問しますので、よろしくお願いします。

今回も、質問と回答はそれぞれ30分となっております。前回は回答時間がなくなり中断することになりました。今回の私の質問の小項目は11項目ですので、各小項目への回答はできれば3分以内ぐらいを目安によろしくお願いしますと思います。

7月に入り、感染者数が急速に増大しました。牛久市内でも9月5日現在で17名の感染が確認されています。この間、緊急事態宣言などが出され、経済活動が止まり、その後も外出自粛、3密回避、夜間営業自粛などが続き、特に中小企業の経営や非正規雇用労働者の生活に大きな影響を及ぼしています。

その中で、市のホームページの新型コロナウイルス感染症に伴う支援策案内に示される市の独自の支援策は、世帯や個人に対しては、妊娠応援特別給付金10万円、児童扶養手当受給世帯臨時特別給付金1万円、納税等の猶予だけです。中小・小規模事業者等に対しても、牛久市事業者支援金20万円、納税等の猶予だけです。一覧表の掲載以外にも、遠隔オンライン学習の環境整備、ハートフルクーポン券の増額と景品付与等景気支援、小中学生へのタブレット貸与等がありますが、どちらにしても極めて少ない。市民に対する支援の手が見えない、感じられないと言われるゆえんであります。

これまで予算措置をしたコロナ関連の市の独自策で、市民への直接的支援策、事業者への支援策は、それぞれ事業数と金額でどのくらいになるのか、まず質問いたします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部次長柳田敏昭君。

○経営企画部次長兼政策企画課長（柳田敏昭君） 新型コロナウイルス感染症対策における市の独自策につきましては、現時点において18事業が実施中または実施済みとなっております。

内訳といたしましては、市民への直接支援として、妊婦応援特別給付金や独り親世帯への臨時特別給付金など8事業、1億4,367万円となっております。事業者への支援については、事業費に減収が生じた事業者への支援金や自治会、医師会へのマスク提供などの物品の支援など

10事業、1億3,617万円となっております。

市民及び事業者への支援策を合わせまして、総額は2億7,984万円となっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 国は令和2年度第1次補正予算で1兆円、第2次補正予算で2兆円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を確保しました。第1次は7月に交付され、第2次は先行受付分が9月頃、最終受付分が11月頃交付予定とされています。

地方公共団体別事業一覧（第1次提出分詳細版）を見ると、牛久市が提出した19事業約3億円の事業計画が掲載されています。ここでも市民への直接的支援策、事業者への支援策は大変少ないわけですが、これまで予算措置をした市の独自策で、市民と事業者への直接的支援策の財源のうち、交付金の占める金額と割合、市の単独予算が占める金額と割合を質問します。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部次長柳田敏昭君。

○経営企画部次長兼政策企画課長（柳田敏昭君） 現段階の市独自策の事業費2億7,984万円のうち、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、その他の国庫補助金を財源としているものが2億7,895万円となり、総額に対して99.7%となっております。市の単独予算としては、主に事務に係る経費として89万円ほどであり、これまでに実施した事業、実施中の事業につきまして、おおむね国の交付金等を活用した事業となっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 答弁から分かることは、コロナ関連の市の独自施策で市民と事業者への直接的支援策が大変少ないこと、しかも財源に占める市の単独予算は僅か89万円、全体の1%にも満たない0.3%です。つまり、市の単独予算は使わないに等しい状況です。

このことがいいことなのか悪いことなのか、両面言えるとは思いますが、現在のコロナ禍における、緊急事態における我々の在り方として、これでよいのでありましょうか。

もちろん、私はいたずらに市の単独予算を使えばよいなどと主張するつもりはありません。市長も指摘したと思いますが、国や県の支援の手が届かないところへ、あるいは支援が不十分などところへ市の支援の手を差し伸べる必要があるのではないかと考えているにすぎません。

その意味で、私は、6月定例会で市議会が決議した新型コロナウイルス感染に係る市民の生活防衛を支援するために市の独自施策を求める決議の3項目、若者支援としての給付金、子育て世帯支援としての給食費一部無償化、雇用支援としての職員の緊急臨時募集の3項目の早期実施を求めるものですが、市はこれまでの施策で十分と考えているのでありましょうか。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私たちはコロナ対策について万全とは思っておりません。ただ、私たちも未知の世界でございまして、このようなコロナ禍の中にどのように対応していくかということで、非常に職員の中でも議論してございます。

その中においても早々の2月4日に対策会議を立ち上げ、そしてポスター、そしてホームページ等に啓発と相談先の案内をいたしたところです。3月2日からは、政府の要請で小中学校を休校し、児童クラブも当面の間中止になりました。また、4月7日以降は感染防止対策を最優先に、健診等の中止や各施設の休館。そして、マスクが著しく少なかった4月からは市の備蓄用や寄贈品のマスクを医師会、歯科医師会、障害児の保護者、妊婦、行政区に配布いたしました。

また、学校休校中は、子供、保護者が休校の長期化により学習や家庭生活に不安を感じたときの相談をできる体制をしき、相談先の周知を行いました。また、ALTによる英語学習のコンテンツの動画配信や、そしてFMうしくうれしく放送を活用し、対策を行いました。

また、4月24日には特別定額給付金や子育て世帯臨時特別給付金、クーポン券付チラシ、ハートフルクーポン券など補正予算を専決し、事業者及び市民の支援を迅速に行ったところがございます。

国の特別定額給付金につきましても、初日であった5月1日からオンラインの受付に対応し、給付についても県内自治体では早期な段階である5月13日に開始しております。また一方で、この給付金の基準日までに妊娠届を提出された方や、基準日以降令和2年度内に母子手帳の交付を受けた方に、コロナ禍の中、妊娠した方の苦労に報いるため、妊婦応援特別給付金を創設いたしました。

事業者向けとしては、5月、6月、8月にクーポン券付チラシ、そして6月分のハートフルクーポン券においても事業者の負担金を全額負担し、一定の事業成果を上げたところがございます。国の持続化給付金に該当しない事業者の方に20万円の支給制度を創設いたしました。

また、6月の補正予算では、感染拡大防止の消毒経費や保育費、給食費の還付など、全ての児童生徒へのタブレットPC整備などの予算を計上いたしました。6月補正追加分では、新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金を活用した公共施設へのサーマルカメラの設置事業などの経費2億5,116万円を計上しております。

そして、6月25日に感染症対応避難所訓練をいち早く実施し、そして、今後必要とされる備蓄品や運営人員を把握いたしました。

7月の補正予算では、ひとり親家庭臨時特別給付金や妊婦応援特別給付金、そして新しい生活様式ガイドブックを作成いたしました。

以上のように、感染防止対策、経済対策、生活支援については、可能な限り事業を行ってま

いりました。

新型コロナウイルス感染症対策の独自事業は、さきに答弁しておりましたが、第2次分の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金につきましても、交付限度額を全て活用し、支援しておりました。

今回の補正予算の計上でも、市の独自事業として実施するものにつきましては、現在、最終調整段階に入っており、後ほど補正予算を計上していく予定でございます。

これまでの対策を総括しますと、今後は、外出自粛、時短営業など、市民や事業者の影響の既に生じている状況に対する支援策のほか、新しい生活様式に対応するための施策の検討が必要でございます。これまでの事業で十分と考えているわけではございません。PCR検査においても、医師会が早期の実施に向けて茨城県と調整を行っており、今後、全国民分を用意するというワクチン接種についても早急な対応ができるよう準備しております。

コロナ対策は今年度で終結するものではありませんし、感染に負けない強靱な牛久市をつくるため、これまでの対策を精査し検証した上で、来年度の対策事業予算編成に取り組んでおります。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） ただいまの答弁の中で、コロナワクチンについての指摘がありましたけれども、私は、コロナワクチンに関しては慌てて飛びつかず慎重に対応したほうがよいと考えております。子宮頸がんワクチンの被害者が牛久市でも出ましたが、ワクチンの有効性だけに目を奪われることなく、ワクチンの副作用、副反応、後遺症など危険性にも十分注意を払っていく必要があるのではないかと考えます。

続いて、子育て世帯対策について質問します。

総務省統計局によれば、コロナ禍の中、完全失業者数は対前年度比で4月に約14万人増、5月には33万人増と急増しています。さらに、休業者は4月に597万人に達し、日本の労働者数5,900万人の1割以上に相当しますが、これらの休業者は隠れ失業者とも呼ばれています。しかも、雇用調整助成金の支給決定数は7月末時点で約55万件にすぎません。休業者で休業手当をもらっている人は1割程度とも見られています。休業者のほとんどは無給状態と言われるゆえんであります。ちなみに、その1割程度の方が雇用調整助成金で休業手当をもらえても、受給金額は通常の賃金の4割から最大でも7割程度、これが現実であります。

そのような中で、3月定例会の答弁では、給食費支援について就学援助を受けている児童生徒は既に実施しているとの答弁がありました。しかし、その対象は2018年度449人で、児童生徒全体の6.4%とのことでした。6.4%の児童生徒を支援するだけで間に合うのでしょうか。労働者の1割以上の休業者、しかも労働政策研究研修機構の5月調査では、民間企

業の労働者の4割以上が解雇、雇い止め、勤務日数・時間の減少等により雇用や収入に影響があったと答えています。また、6月定例会の回答では、市内の中小企業の92%が2割以上の減収、特に34%の企業は5割以上の減収とのことでありました。6.4%を対象としていても、とても間に合うものではありません。

そこで、牛久市における児童扶養手当、例えば独り親家庭で子供が2人の場合、また住民税非課税世帯、就学援助の所得制限の金額とそれらの対象児童生徒の全児童生徒に占める比率を質問します。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 独り親家庭の方等を対象とした児童扶養手当の支給には所得制限があり、受給者の扶養人数によってその限度額は異なります。受給者の扶養人数が2人の場合は所得制限限度額は268万円となり、この金額を超えると支給は停止となります。また、児童扶養手当の支給対象となる児童は、一定の障害がある場合を除き、18歳の年度末までとなります。

令和2年8月1日現在、児童扶養手当の受給世帯は555世帯、受給対象児童は843人で、18歳までの児童数1万3,733人の約6%を占めております。

また、ゼロ歳から18歳までのお子さんの属する世帯で住民税非課税世帯につきましては、7,952世帯のうち572世帯で、7.19%を占めております。

就学援助の世帯所得は、両親と子供2人の世帯所得223万9,000円が目安であり、さらに借家の世帯には年額528,000円を合計した276万7,000円が所得の目安となっております。すみません。もとい、さらに借家の世帯には52万8,000円を合算した276万7,000円の所得の目安となっております。

本年度の申請の状況としましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い学校の臨時休業が実施されたことにより、保護者が勤務することができない状況となったことで収入減が発生していると予想されます。そこで、申請期間を1か月半延長し、できる限り困窮している世帯からの申請を促しました。

その結果、512件の申請受付となり、審査の結果466件の認定をしたところで、昨年度の認定数424人と比較して増えている状況となっております。内訳といたしましては、小学校の児童4,697人のうち278人、5.9%、中学校の生徒2,228人のうち188人、8.4%、全児童生徒6,925人のうち466人、6.7%という結果でした。

就学援助につきましては、今後も家庭の収入状況により困窮している世帯の申請を随時受付し、児童生徒に対し支援してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 児童扶養手当の受給世帯は6%、住民税非課税世帯は7.19%、就学援助世帯は増えたとはいっても中学校でも8.4%、いずれも1割にも満たない対象であります。現在のこのコロナ禍による広範な市民の困窮には、これでは対応できないのではないのでしょうか。

現在のコロナ・ショックはリーマン・ショック以上とも言われます。極めて広範な層の市民が、無給状態か大幅な収入減に襲われているのであります。直接的影響を受けていないのは公務員と大企業、そしてそれらの年金受給者、一部業種の企業だけです。

子育て世帯の家計は大変苦しいものです。収入は大幅に減っているのに支出は逆に増えていたりしています。しかし、国の特別定額給付金を別にして、これまで様々な支援措置が講じられてきたのは、児童扶養手当受給世帯、住民税非課税世帯、就学援助受給世帯に対してだけあります。子育て世帯の1割以下にすぎません。現在必要なことは、これらの所得制限から脱却させ、広範な子育て世帯全体に支援の手を差し伸べることではないのでしょうか。執行部の見解を求めます。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 新型コロナウイルス感染症は、子育て世帯におきましては生活や教育、経済面と大きな影響を与えており、いまだ先が見えない状況となっております。

このような状況の下、子育て世帯に対し、牛久市独自の施策として、児童扶養手当を受給するひとり親世帯への給付金の支給、妊婦を対象とした妊婦応援臨時特別給付金の支給、保育園の登園自粛に伴い保育料や給食費の還付等の支援を行っております。

現在も新型コロナウイルス感染症の影響は継続しており、生活上の制限が続く中で、孤立感を感じたり子育ての不安を抱えている子育て世帯があることが推測されます。市では、このような状況を鑑み、今後の子育て世帯への支援につきましては、新しい生活様式の中で安心して遊べる場を提供するため、子育て広場の改修や環境の改善、オンラインを活用した相談支援や交流の場の提供など、これまで行ってきた経済面の支援とは別の視点で子育て支援について検討しているところです。

子育て世帯に必要な支援につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生状況やその影響を注視しながら調査検討してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 給食費は小中学校を平均して月約4,500円、児童生徒数約7,000人で3,150万円。既に就学援助などで無償化している分を引けば、新たに必要な金額は約3,000万円です。2か月無償化とすると6,000万円です。広範な子育て世帯全体に支援の手を差し伸べる上で、給食費の一部免除を含む支援について改めて執行部の見解を

求めます。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い学校の臨時休業が実施されたことにより、その間、就学援助世帯では昼食代の支出が新たな家計の負担となっていることが推測されました。そこで、就学援助世帯に対し、4・5月の臨時休業中につきまして、給食費の負担は発生しておりませんが、給食費相当を援助費に加えて支給いたしました。

また、今年度については、臨時休業で遅れている授業時間を確保するため、7月下旬から8月にかけて一部夏休みを削減し授業を行いました。このことにより、例年であれば発生しない給食提供が必要となり、新たに生じる保護者負担を軽減するため、7月下旬から8月末までの通常夏休みとなる期間中の給食費は全児童生徒を対象に無償化し、公費負担としたところです。

今後、給食費につきましては、就学援助制度の中で経済的困窮世帯に対して引き続き支援をまいりますとともに、制度の受付は随時行っておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 全児童生徒を対象に、7月下旬から8月末までの通常夏休みとなる期間中の給食費を無償化したということです。大いに評価したいと思います。

同時に、これから冬場にかけてコロナ感染の第3波発生の予測もあり、さらに約600万人の休業者の相当数が失業者になる可能性も指摘されています。市民の生活はさらに厳しくなる可能性があります。冬場に向けて新たに全児童生徒を対象にした給食費の無償化を検討されるよう、ぜひ希望いたします。これは質問ではありません。

次に、高校、大学、短大、高等専門学校、専門学校等に通う学生等や非正規雇用、解雇等に悩む若者労働者等への支援について質問します。

現在の大学生は数十年前の学生とは生活状況が全く変わっています。親からの仕送りは1994年の平均8万円から2018年には4万円に半減しています。反対に、学費は1969年の初年度納付金が国立で1万6,000円、私立で22万円だったものが、2016年には国立が81万円、50倍です、私立が131万円、6倍です、と、高騰しています。

そのため、現在では奨学金とアルバイトに依存する学生が多数になっています。奨学金を利用する学生は1990年代では20%程度でしたが、今では半数を超えています。奨学金といえば聞こえはよいですが、実質はほとんどが有利子の借金です。日本のような貸付けのものは外国では奨学金とは言わず、学費ローンといいます。教職や研究職に対する奨学金返還免除制度も廃止されました。

毎月10万円4年間借りると、利子0.82%で総額520万円の借金が卒業とともに学生の肩にのしかかります。毎月約2万2,000円を返済しても20年かかる。返還が滞れば延滞年利5%が発生し、これも2014年までは10%でした。返還を再開しても延滞金にまらず回り、その次が利息、元金のところに来るのは最後という順序で充当され、元本が減りません。

2007年からは奨学金への民間資金の導入が始まり、2010年度期末で民間銀行からの貸付残高は1兆円になりました。2014年度の民間銀行のこの奨学金による利息収入は378億円、延滞金収入は41億円に達する。奨学金はまさに金融事業かつ貧困ビジネスと化したと言われるゆえんであります。

他方で、高額な学費と生活費を賄うために、奨学金という名の借金だけではならず、現在では8割強の学生がアルバイトを余儀なくされています。かつては、学生のアルバイトは遊ぶ金のためと言われていました。今では学ぶための金、さらに生活のための資金確保に変わっています。そして、現在のコロナ禍で雇い止め、無給休業などによって学業、生活ともに脅かされる状況に至っています。アルバイト就業者の7割超が収入減に直面しており、退学を検討していると答えた学生は全体の2割以上に上ったと言われています。

牛久市在籍の学生で奨学金を借りている学生、アルバイトをしている学生の割合はどの程度か、また、学生等の生活状況をどのように把握しているのかお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 市内に在籍する大学生等で、奨学金を借りている学生の割合やアルバイトをしている学生の割合を把握できる統計データはございません。また、市内に在籍する大学生等の生活状況についても客観的に把握するための統計データはありません。

なお、市内に在籍する大学生等から、市福祉部局及び教育委員会部局に、今回のコロナ禍の中で修学や生活への支援についての相談は寄せられていないという状況であります。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 以上のような学生に対する支援策として、国の高等教育の修学支援新制度というのがあります。しかし、授業料等減免と給付型奨学金の対象は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯で、前述のとおり1割にもなりません。

また、学生支援緊急給付金が創設されました。住民税非課税世帯の学生には20万円、上記以外の学生には10万円を給付するというものです。しかし、その予算規模は43万人分しかありません。大学生等450万人のこれまた1割にも満たません。大学ごとに推薦枠があり、第1次分の推薦は想定の30万人にも達せず、24万人にとどまっていると言われています。

また、大学生だけでなく、中学校卒業や高校卒業で就職し頑張っている若者も厳しい状況にあります。バブル崩壊による就職氷河期を上回るコロナ禍によるネオ、新しいという意味ですね、ネオ就職氷河期が既に始まっているとも言われ、内定取消しをはじめ、解雇、雇い止め、休業が乱発され、若者の未来を不安なものにしています。若者に対する支援はほとんど行き届いていない状況と言わざるを得ません。

牛久市として若者に対するコロナ禍における支援策はどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 牛久市に関する統計データで、奨学金を借りたりアルバイトをする学生の数については把握しておりませんが、先ほど杉森議員のお話にあったとおり、全国レベルでその割合が増えているとすれば、その背景には、国民全体の所得が伸び悩んでいる中で大学進学率が上昇していることが関係しているものと推測されます。

また、今回のコロナ禍での景気低迷により、家計が急変し学費等の支援が必要になっている学生が多くいる現状については認識しております。

しかしながら、これら学費等の支援が必要になっている学生への対応は、まず第一義的には国及び高等教育機関の設置者等が施すべき施策であり、国では、そのような学生等に対し、高等教育機関の設置者等を通じて、杉森議員から御紹介ありましたとおり、学生支援緊急給付金などの高等教育修学支援のための措置を施しております。具体的窓口は、日本学生支援機構奨学金支援センターや各大学・専門学校等の学生課や奨学金の窓口となります。

一方、地方自治体が独自の支援策を実施している例もございます。日本学生支援機構のホームページからは、茨城県内で10の自治体の実施事例が検索できます。近隣では稲敷市、つくばみらい市、取手市、龍ケ崎市で実施しております。

これらの市の支援の内容を確認しますと、大学生等を対象とした奨学金の貸付けのほか、学生等への生活費支援としての金銭給付や、保護者が生活用物資を送付する際の支援などの施策が実施されております。

牛久市及び牛久市教育委員会としましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、修学や生活への支援についての相談が寄せられてはいない状況ではありますが、既に独自の支援策を実施している自治体の状況を確認しまして、その効果を検証してまいりたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 地元自治体から若者を応援し励ますために、若者支援給付金を支給したらどうかと考えます。牛久市に住民登録している高校生、大学生、労働者等、平成10年4月2日以降から16年4月1日以前に生まれた若者たち、これが約5,000人です。1人1万円支給したとして費用は約5,000万円です。この若者支援給付金を、改めて市執行部

にそれに対する考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 牛久市としましては、子育て世帯への支援策を優先し、児童手当や児童扶養手当の給付金の上乗せ及び出産を控えた妊婦への支援などを実施してきたところであります。

一方、6月の令和2年第2回市議会定例会におきましては、新型コロナウイルス感染に関わる市民の生活防衛を支援するために、市の独自施策を求める決議の中で、若者への学業・生活等への応援金1人当たり1万円の給付が決議されております。

そこで、既に同様な若者支援給付金の支給を実施している自治体の状況を早急に確認しまして、その効果を検証して、今後の新型コロナ感染症拡大の状況と学生生活や若者に対する影響を十分に勘案しながら、実施の判断を行いたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 第2回定例会での決議を念頭に、今後の新型コロナ感染症拡大の状況と学生生活や若者に対する影響を十分に勘案しながら実施の判断を行いたいとのことです。一歩前進と評価をいたします。若者の状況は前述したとおりでございます。ぜひ一刻も早く判断し、実行していただきたいと考えます。

最後に、雇用対策について質問します。

コロナ禍によるネオ就職氷河期が既に始まっているとも言われるほど雇用問題が深刻化する中で、雇用問題への市役所としての積極的対応が求められています。既に来年度採用予定の職員約30名の採用試験の案内も出され、評価するものであります。

同時に、職員の大量定年退職を迎え、常勤職員の確保をさらに積極的に進めるとともに、コロナ禍の雇用対策として非常勤職員の緊急臨時採用にも努める必要があると考えます。

そこでまず、牛久市の現在の職員数の推移について知るために、各年4月1日現在で、2000年、2005年、2010年、2015年、2020年の常勤職員数と臨時・非常勤、すなわち会計年度任用職員数の実人数と常勤換算による人数を質問をいたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 各年4月1日現在の常勤職員数は、平成12年、西暦2000年が508名、平成17年、2005年が450名、平成22年、2010年が387名、平成27年、2015年が341名、令和2年、2020年が再任用職員を含み388名となっております。

現在の会計年度任用職員につきましては、非常勤職員管理システムを導入した意向の数字となりますが、平成23年、2011年が実数で568名、常勤換算数で305名、平成27年、

2015年が実数で618名、常勤換算数で342名、令和2年が実数で570名、常勤換算数で314名となっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 現在のコロナ禍による緊急事態の中では、常勤職員とともに、他市でも積極的に行っている非常勤職員、すなわち会計年度任用職員の緊急臨時雇用がぜひとも必要と考えます。

6月定例会での執行部の回答では、今後必要に応じて会計年度任用職員として任用も検討していきますとのことでしたが、会計年度任用職員を含む緊急臨時雇用のその後の進展を聞きます。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 現在募集しております会計年度任用職員は、募集職種が保育士や児童クラブ支援員などに限られており、コロナ禍により失業や内定取消しとなった方などの応募はない状況であります。対象を限定した募集は実施できておりませんが、今後も継続して検討してまいりたいと考えております。

常勤職員につきましては、昨年度まで公務員経験者に限定して行ってきた募集資格を、一定の職務経験を持つ民間企業等経験者に拡大をして、コロナウイルス感染症の影響で失業した民間企業の方なども受験できるよう変更して実施しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 職員採用については、市役所も雇用支援のために率先してこれだけ頑張っているんだという姿勢を示すことが、ネオ就職氷河期の就活者にとっては励ましになると思います。市内企業の雇用維持、新卒採用への支援も含め、さらに雇用支援を拡大していくことを強くお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で14番杉森弘之君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時15分といたします。

午後2時02分休憩

午後2時16分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に7番伊藤裕一君。

〔7番伊藤裕一君登壇〕

○7番（伊藤裕一君） 会派フォーサイトの伊藤裕一です。

本日は大きく2点にわたり質問させていただきます。

1点目といたしまして、中央生涯学習センターの改修工事及びバリアフリー化についてであります。

昭和62年に竣工した牛久市中央生涯学習センターは、市民活動並びに各種公演の場として長きにわたり利用されてきました。しかしながら、築33年を迎える同生涯学習センターは本格的な改修を行う必要が生じ、来年度から長期間にわたる改修工事を行うものと承知しております。改修工事の日程と概要を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長大里明子君。

○教育委員会次長兼生涯学習課長（大里明子君） 中央生涯学習センター改修工事の日程についてでございますが、ホール棟改修工事の基本実施設計業務委託契約を令和元年10月に締結し、令和3年3月までの工期で、昨年度は基本設計、今年度は実施設計及び積算業務を進めているところでございます。改修工事は約24か月の工期を考慮しており、現時点では令和3年度から令和5年度までの期間で実施する予定でございます。

ホール棟の改修工事は、物理的な不具合を直し耐久性を高めることのみならず、将来にわたり長く使い続けることができるよう、また、求められる機能や性能が時代とともに変化することを見据えた長寿命化改修を目指しております。

具体的には、文化ホールの天井が特定天井として建築基準法上、既存不適格となっており改修するほか、天井部分に付随する舞台音響、舞台機構及び照明を更新するとともに、建設から33年が経過していることから老朽化している空調設備やトイレの改修、またゆとりがあり居住性を重視した座席への改修、感染症にも配慮した換気システム、楽屋も含めたバリアフリー化、また要望がございましたエスカレーターも設計に加えております。多目的ホールには移動式の舞台や座席の設置も盛り込み、フルリニューアルに匹敵する計画でございます。

さらには、牛久市の文化ホールは音楽関係の方々から音響に関して高い評価を受けておりますので、改修後も音響のレベルを下げることはないよう取り組んでおります。

この改修工事は、文化ホールをはじめとするホール棟の長寿命化を図ることで、今後50年間は牛久市の文化・芸術活動の発信拠点としての役割を担う施設として整備する考えでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 2年間にわたる工事期間中に代替施設を確保することが課題であると考えます。そこで、どのような代替施設を検討しているか伺います。

さらに、施設として考えられるエスカード生涯学習センターエスカードホールは、牛久駅前という立地条件のよさから利用希望が多いと想定される場所です。しかしながら、現状、同

生涯学習センターを使用する際、駐車券の発行はされず、車で来場する場合、民間有料駐車場を利用する状況にあり、中央生涯学習センターが市の行う改修工事により一定期間使用できなくなることを考慮すれば駐車券の発行サービスを検討するべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長大里明子君。

○教育委員会次長兼生涯学習課長（大里明子君） 工事期間中の代替施設の確保についてでございますが、近隣の取手市と土浦市が平成30年度から令和元年度にかけて市民ホールの改修工事を実施した際には、工事期間中の代替施設は確保しておらず、近隣自治体のホールを利用させていただいたと伺っております。その際には、両市の市民の方々に当市の文化ホールも御利用いただきました。

牛久市におきましても、改修工事の期間中は、同規模の代替施設の確保は困難であることから、近隣自治体のホールを御利用いただきたいと思いますと考えております。そのためにも、早めに閉館する時期を明確にし、市民に周知する必要があります。

なお、エスカードホールにつきましては、収容人数が250人と小規模であり、1,200人規模の文化ホールとは用途が異なるため、代替施設とは捉えておりません。そのため、改修工事の期間、駐車料金を無料とする考えはございませんので、御理解を賜りたく存じます。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 牛久市民が他自治体のホールを利用する場合、協定等による利用料の減免制度はあるのか。さらに、市民活動等で用いられる中央生涯学習センター講座室棟並びに駐車場は工事期間中も使用可能であるのかを確認いたします。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長大里明子君。

○教育委員会次長兼生涯学習課長（大里明子君） 2点の御質問にお答えいたします。

まず、料金の割引はあるのかという御質問でございますが、先ほども近隣の取手市と土浦市が市民ホールの改修工事を実施した際に、牛久市の文化ホールを御利用いただいたとお答えいたしました。両市からの申出もなく、両市民の方々にも使用料の割引はなくお使いいただいております。牛久市民が文化ホールの工事期間中、近隣自治体のホールを御利用いただく場合にも、割引となるような優遇措置は考えておりません。市民への影響を最小限にとどめるよう努めてまいりますので、御理解を賜りたく存じます。

また、2点目の講座室や駐車場は通常どおり利用できるのかという御質問でございますけれども、現在、改修工事を計画しているのは文化ホールと多目的ホールなどがあるホール棟のみとなります。講座室などがある講座室棟は、文化ホールの工事内容によっては停電などの影響を受ける場合もございますが、基本的には通常どおり御利用いただけます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 次に、障害者専用駐車場の設置についてであります。公共的な建築物について高齢者や身体障害者などの社会的弱者への対応を建築物の保有者に義務づける、平成6年のハートビル法や平成18年のバリアフリー新法等により、バリアフリーの概念が一般的になりつつあります。

しかし、これらの法律制定前に建てられた中央生涯学習センター改修に当たっては、バリアフリー化が課題であると考えます。その一例として、私はある市民の方より、現在の障害者専用駐車場は歩道との段差があるため、一旦車道を通らざるを得ず、その上、駐車場が入り口から離れたところにあり、タイルが敷き詰められているため、障害をお持ちの方にとって大変危険であるとの御意見を頂きました。

また、中央生涯学習センターには北側駐車場があり、最近手すりを設置いただいたとありますが、裏の入り口に近い北側駐車場に障害者専用駐車場を設けてはとも考えます。

そこで、改修工事に当たり、より入り口に近い場所もしくは北側駐車場に障害者専用駐車場の設置は検討されているか伺います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 障害者専用駐車場の設置につきましては、ホール棟のバリアフリー化に併せて、改修工事設計業務委託の中で検討しております。

北側駐車場につきましては、大型バスの車庫も兼ねております。バスの出入りなど危険性が高いこと、また、スロープを設置するに当たっては高低差があるためスロープの距離を長めに確保しなければならないこと、クリアすべき課題が多うございます。そのために、障害者専用駐車場は、正面出入口の付近やロータリーなどを候補として設置できるよう検討してございます。

また、公共施設についても、誰もが安心して利用できる施設環境の実現に向けて進めてまいります。

先ほど、閉館中の工事中の駐車場の件につきましても、利用ということでこちらのいろいろな小さい研修室とかそういうほうを使えるようにいたしますが、どうなのでしょう、今、非常にあそこを利用しない方の駐車が多うございます。

ですから、そういう、何といいましょうかね、ただあそこをふだん使いの何か勝手のいい駐車場に使う人がちょっと無駄にしますので、我々税金で管理している場所、そのような場所を使っていいのかという、これからも議論なされるのかなという形で、中にはそういうホールにおいては有料施設に転化した場所もございます。

ですから、そのようなことで、今、牛久がすぐそうではなくて、やはりそういう公共施設において適切な利用、そして適切なものというのは、これから検討されるものが私はあると思います。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 北側駐車場はやはりスペースが狭いということで、比較的埋まっていることが多いというのは私も伺っており、また、見学もさせていただきました。どういふふうに対応していくかというのも検討していきながら、同時にバリアフリーという視点も入れながら改修に当たっていただきたいと願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

2番目が、G I G Aスクール構想による公衆無線LAN設備の防災への活用についてであります。

公衆無線LAN、通称Wi - Fi とは、電波を利用してアクセスポイントから半径数十メートルの範囲内で、パソコンやスマートフォン、タブレット等でインターネットに接続できるサービスです。

利用者にとって公衆無線LANのメリットの1つは、スマートフォン等の容量制限を回避できるという点にあります。携帯電話の回線を使用する際には容量制限があり、動画を2時間見るのに1GB消費すると言われております。契約が8GBなら、動画を16時間見ると通信速度が大幅に遅くなる制限がかかります。しかし、公衆無線LANによる接続であれば、契約の容量を使用したことにならないため、容量を気にせずにインターネットを利用でき、たとえ通信会社との契約をしていない端末であったとしても、フリーWi - Fi なら無料で利用することも可能です。

公衆無線LANは多方面で活用する動きがあり、今、本定例会に提出されている補正予算案第5号でも、本市議会やエスカードホールへ公衆無線LANを設置する費用が盛り込まれております。

教育面でも、授業動画の視聴やオンラインでの海外との交流など多様な活用方法が考えられ、昨今の新型コロナウイルス情勢により、教育へのICT活用は重要性を増しています。

ところで、文部科学省は、児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するG I G Aスクール構想を前倒して実施する方針を示しております。本市では、今年3月の補正予算でG I G Aスクール構想を実現するための費用が盛り込まれたものと承知しております。高速大容量の通信ネットワークとは、まさに先ほど述べた公衆無線LANのことでございますが、本市におけるG I G Aスクール構想による学校の通信ネットワーク整備工事の日程を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 国のG I G Aスクール構想を受け、牛久市では、今年度、小中及び義務教育学校における高速大容量ネットワークの整備並びに無線LAN環境の整備、併せて児童生徒1人1台のタブレットPCを導入いたします。

ネットワークの整備につきましては、工期の短縮を考え、小学校と中学校に分割して発注をしており、8月7日に入札を行い事業者が決定し、工事に入る準備を整えているところでございます。

タブレット端末等の機器につきましても、同日、入札を行っております。

ネットワーク整備工事の日程といたしましても、小中義務教育学校13校のうち、ひたち野うしく中学校を除く12校、施設としましては13施設ございますので、9月から11月にかけて整備をしていく予定でございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 次に、通信ネットワーク整備工事に当たっては、普通教室のみならず、学校体育館にも公衆無線LANを整備する予定であるか確認をいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） GIGAスクールの補助の要件といたしましては、授業で活用する教室等への整備となるわけです。したがって、普通教室、特別支援教室、特別教室のほか、御質問の体育館へも併せて無線LANの整備を行ってまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 本市の2次避難所18か所のうち、実に14か所が牛久市立の小中学校であり、2次避難所となる学校体育館への公衆無線LAN整備は、教育はもちろんのこと、防災にも資するものと考えられます。

インターネット回線は電話回線と比較して災害に強いという特徴を持ち、東日本大震災の際には、電話回線が混み合っつながりづらかったのに対し、インターネット回線は使える現象が見られました。昨今は、無料通信アプリやインターネット回線を利用した通話機能の普及が進み、インターネット回線だけでも使用できれば連絡も容易となりました。

平成28年の熊本地震の際には、熊本フリーWi-Fiへのアクセスが一日最大5,000件を超えるなど、災害時の情報収集並びに通信手段として公衆無線LANは広く利用されるに至り、その有用性は増していると考えるところです。

災害時に学校が2次避難所となった際、小中学校体育館へ整備予定の公衆無線LANを活用する予定はあるか伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 整備目的が授業で活用するためということになっておりますので、通常時は学習用のネットワークとして活用をします。当然ながら、セキュリティも考慮をし、授業で活用するタブレットのみ接続を許可することになっております。

しかしながら、災害時に体育館が避難所となれば、公衆無線LANとして開放することも可

能でありまして、災害時の情報収集並びに通信手段として活用することを考えているところでございます。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 自治体による公衆無線LAN整備事業に対しては、国の複数省庁による補助金が用意されております。災害時の活用を目的とした国の補助事業として、総務省の公衆無線LAN環境整備事業があります。財政力指数が0.8以下とする要件により本市は同事業の対象外となるため、文部科学省のGIGAスクール構想により、教育面での活用とともに災害時の活用ができるのであれば喜ばしいことであります。

一方、文部科学省の補助金を受けて設置した設備を災害時に利用して問題ないかという点も検討する必要があります。

この点、宮城県が公表している令和元年度補正予算GIGAスクール構想の実現Q&Aと題する資料によれば、校内LANの整備対象に特別教室、体育館も含まれるかとの問いが掲載されております。これに対する回答は、自治体においてどのような利用計画であるか次第と考えています。授業で活用するという利活用計画であれば補助対象と考えています。なお、防災の観点から体育館など避難所機能の増加が目的の場合は、総務省の補助事業を利用くださいとのことであります。

私は、この記載が意味するところは、主目的が授業での活用であれば体育館への整備及び災害時の活用は問題ないと解釈いたします。GIGAスクール構想の下での文科省の補助事業で公衆無線LANを体育館へ整備することや災害時に活用することは可能か、見解を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 文部科学省の事業であるGIGAスクールの補助は、授業で活用することを目的に整備するものであり、体育館も体育の授業等を行うことが想定されますので、当該補助事業で整備することが可能となっております。

伊藤議員が懸念されている、補助の目的ではない災害時に活用することについてでございますが、今回、文部科学省のほうに問合せをいたしましたところ、授業で活用するための整備ではありますが、災害等の緊急事態には、避難所として無線LANの一般開放についても妨げるものではないというのが文部科学省の見解でございます。牛久市といたしましても、災害時には有効活用していく方向で考えているところでございます。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 災害時に公衆無線LANを活用する際、発電機など必要となる設備はあるのか伺います。

また、「00000 JAPAN（ファイブゼロジャパン）」という災害時はパスワード不要で

公衆無線LANを使用できるようにする取組もごさいます。災害時に公衆無線LANを使用するための開放手順はどのように想定しており、その際のパスワード入力についてはどのようにお考えか伺います。

さらには、それらの設備購入、設定等に必要となる予算があれば、およその金額をお示しください。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 災害時に有効活用するため、体育館についても一般開放も視野に入れ、学習用と一般開放用の両方の無線が利用できるアクセスポイントを整備し、切替は、職員室に設置予定のアクセスポイントを管理する端末で簡単に切替え操作ができるような仕組みで整備したいと考えております。

接続に関しましては、パスワードを不要とするか、県で進めている「いばらきフリーWi-Fi」として一般に開放し、標準パスワードを設定するかなどを、現在、検討しているところでございます。

他の必要な設備といたしましては、停電の際には回線の引込口のある職員室から体育館までのネットワーク機器及び体育館内のアクセスポイントを動かす電力が必要となり、学校に大規模な自家発電設備を整備する必要がございます。現時点では、基本的に電力が供給されている状況での無線LANの活用を想定しているところでございます。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 電気が使用できる状況において公衆無線LANを使用する場合、予算はかからないということによろしいか確認をいたします。

さらには、自家発電設備を導入する場合の概算費用が分かれば、どれほどか伺いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 電力が来ている場合には、特別予算が必要ということではございません。

大規模な整備ということでの予算はどれくらいかということですが、学校のネットワークは職員室などに回線が引き込まれ、そこから各フロアに枝分かれして、さらにそこから各教室、体育館へと広がっている状況です。

停電の際に体育館の無線LANを動かすためには、体育館までの経路にあるネットワーク機器の電源を確保する必要があり、簡易的な発電機で補えるものではありません。大規模な自家発電整備をする場合、自家発電設備自体の費用と体育館までの経路やそのほか避難所としての必要な電気の供給が可能となるよう、学校の電気系統の見直しなど必要となってまいります。

以上のことから、現時点では、基本的に電力が供給されている状況での無線LANの活用を想定しているため、停電時に活用するための試算は行っていないという状況でございます。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 次に、先般、本市議会において、情報収集、発信の手段として2次避難所への公衆無線LAN設置を求める「2次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願」は、市に整備計画がない等の理由により不採択となりました。

しかしながら、今回、2次避難所となる学校体育館への公衆無線LAN整備及び災害時の活用予定があることが明らかとなりました。これにより、同請願の趣旨の多くは実現できることになり、また、災害時に切替えができる機器を導入予定であるということは、最初から防災を視野に入れた先を見据えた対応と言えましょう。

一方、このように、せっかく検討をいただいたのもったいないと思う点が、本件に関し、従前は、市に整備計画はないとの防災課の情報ばかりが先行し、同請願の実現には多額の費用がかかるかのような印象があったことから、果たして早い段階で部署間の情報共有はできていたのかとの疑問を持つところです。

防災上の観点からも、今後、防災課と教育委員会とで情報共有を図りながら、防災課としても公衆無線LAN設備を災害時にどう活用していくかという点を検討することが重要と考えます。

そこで、防災課としての計画及び教育委員会との情報共有について伺います。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 災害時において情報の収集、把握は、市職員はもとより、避難をした住民において非常に重要であり、無線LAN設備は情報収集や連絡手段を確保する上で有効なものであります。

市内小中学校体育館は第2次避難場所に指定されており、実災害において避難所が開設された際には、教育委員会と連携を図りながら有効に活用してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 少し長いのですが、3点、再質問をさせていただきます。

連携を図るという方向性は確認でき、大変よいことだと思います。しかしながら、極めて包括的な答弁であったように感じました。いざ災害が起きた際、慌てずに済むよう、公衆無線LANの使用について牛久市避難所運営マニュアルなどの諸計画に盛り込むことが肝要と考えますが、具体的にどのように計画に盛り込むという検討はされているのかを伺います。

また、今後の方向性として、教育委員会による公衆無線LAN設備の活用を図るということですので、防災課としての2次避難所への公衆無線LAN設置は計画していないというこ

とでよろしいのか確認をいたします。

さらに、一部地域では、高校等の牛久市以外が施設設置者である4施設が2次避難所に指定されており、施設設置者との兼ね合いという問題が出てくるかと思いますが、市としては、公衆無線LAN設置は計画していないかを確認いたします。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） まず、避難所マニュアルの関係ですけれども、教育委員会と連携を図りまして、切替えのタイミングとかそこら辺を検討した上で、マニュアルのほうに盛り込んでいきたいと考えております。

また、4つの施設の2次避難所においては、公衆無線LANの計画を確認したところ、そのうちの東洋大附属牛久中学校高等学校、こちらにつきましては計画があるということです。それと、それ以外の高等学校、それと農芸学院につきましては、無線LANの設備の計画は現在のところはないという回答を得ております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） そうしますと、その4施設についてはその施設の問題であって、市としてはタッチできないということで考えていらっしゃるのかを確認したいと思います。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 失礼しました。他施設の所管ですので、今のところ、市のほうでそちらの避難所のほうに設備を導入する予定はありません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 暫時休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時45分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 今回、14か所ではありますけれども、多くの2次避難所で整備が可能になったということが明らかになりましたので、有効活用をしていただくようお願いしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（石原幸雄君） 以上で7番伊藤裕一君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は15時ちょうどといたします。

午後2時46分休憩

午後3時01分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、17番守屋常雄君。

〔17番守屋常雄君登壇〕

○17番（守屋常雄君） 皆様、改めまして、こんにちは。新政会の守屋常雄でございます。

マイクね。すみません。

一応、2つ質問がございますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1つ目の質問ですが、現在、県内では小美玉市と取手市と、それとあと今度10月1日から日立市の3市だけで行われている、言葉はあまりよくありませんが、多死社会にマッチした市としての住民サービスとして、いわゆるお悔やみデスクというブースを設置して、非日常的な体験でどうしたらいいか悩んでいる市民の助けになるブースを立ち上げて、これが非常に好評になっております。

それで、ぜひ牛久市としても、今、3つしかやっていない市のいいサービスを、金のかからない住民サービスとして設置できないか、研究してほしいなと考えます。

もしも実現可能ならば、完全予約制にして、国民健康保険などの手続も含めて一括でできれば、金のかからない心のこもった市民サービスになると思います。

また、本人が残した旧宅の処分などの情報を空家対策課などにつなげれば、今後の役立つ対策も考えられると思います。

こんな心のこもった市民サービスのまち牛久を目指していったらどうかと思いますが、お答えいただきたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） お答えいたします。

大切な御家族がお亡くなりになられた後の手続は、複雑多岐にわたるため、御遺族の精神的負担は大きなものであると十分に認識しております。さらに、市役所以外の機関での手続も多いことから、死亡に関連して生じる手続につきましては情報集約の必要性を強く感じております。

当市では、平成14年度より、死亡に関連して生じる手続の対応窓口を総合窓口課に一元化したワンストップサービスを行い、市民の負担軽減を図っております。死亡届を受けた際、死亡に関連して生じる手続及び相続等に関する資料をその場でお渡しし、来庁時のチェックリストと併せ手続を進めております。手続をされる御遺族には、遠方の方や仕事の関係で時間に制約のある方が多いため、平日いつでも受付をし、窓口での手続に漏れないよう進めております。しかしながら、手続によっては提出書類の関係から、後日、来庁いただくこともございま

す。

他の自治体の取組として、お悔やみ窓口を設置した取手市及び小美玉市より聴取いたしましたところ、死亡届が出された方につきまして庁内での情報を集約し、手続内容を死亡届出人に通知の上、事前予約をしているということでした。

また、お悔やみガイドを発行し、きめ細やかな情報提供をしている自治体もございました。

今後は、他自治体の取組を参考にしながら、御遺族に寄り添った窓口対応を丁寧に進めるために、関係各課との連携を密にし、市ホームページ等での情報提供も進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 守屋常雄君。

○17番（守屋常雄君） どうもありがとうございます。私、牛久市はサービス面でほかの市に対して劣っている面というのは本当に少ないと思います。私どもよく見ていますけれども、結構市民の方々に好評を博しているのではないかなと思います。ですから、はっきりお悔やみコーナーとかそういったものをきちっとつくれば、もう全然問題ないのかなと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、本日の2点目の質問ですけれども、旧市街の町並み維持及び町並みの再生のために、今後ますます必要性が高まるのが空家対策課の力であると思います。

一般的に言えば、複雑化した相続問題や不動産価格の低迷による物件の引き継ぎ意欲が次世代の方々に弱く、次の世代にスムーズに継承できず、結果として地域に迷惑をかける不良物件として増えていくのが自然な姿のように思えますが、牛久市の旧市街の状況は少し違う状況が見られます。

それは、空家対策課のスタッフが中心になって地道な活動の結果、この二、三年間で空き家の新築化、敷地の大型化など、空家対策課の実績が積み上がってきました。誠にうれしい限りですが、空家対策課としての今後の行動方針と町並み維持のための数値目標があれば、まずお示ししたいしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 高度経済成長期においてベッドタウンとして発展してきた本市においても、近年の少子高齢化、人口減少等の影響により空き家が増加してきました。そこで、健全な地域社会の維持のためには早期の対策が必要との認識に基づき、本市の取り組むべき対策の方向性や基本的な考え方を示した牛久市空家等対策計画を平成29年8月に策定しました。

計画では、3つの基本方針として、空家等の発生抑制と予防、空家等の活用・流通促進、管理不全空家の解消を位置づけており、現在、その方針に基づいた各施策を進めているところでございます。

今後の方針、目標としましては、数値目標としては特に定めておりませんが、現在進めている施策をさらに推進し、最終的に市内に管理不全空き家がなくなることを目指しております。

その取組としまして、空き家対策は早期に対応することが重要であることから、地域の事情に精通した行政区役員との連携により、早期に管理不全空き家を発見し、その所有者等に対して市条例に基づく助言及び指導文書などによる措置、職員による所有者等宅への訪問、また空き家所有者等による改善が見られず状態が著しく悪化した空き家については、国の法律に基づいた措置等を行い、空き家所有者等自らによる改善を促すとともに、昨年度実施いたしました略式代執行なども視野に入れ、対応してまいりたいと考えております。

また、空き家対策には空き家になる前の発生抑制、予防対策も重要であることから、市民及び空き家所有者等に対して固定資産税納税通知書ヘリーフレットを同封し、空き家に関する情報提供などの啓発活動を継続的に行っていくとともに、空き家所有者や将来空き家の所有者になる可能性のある方に対しては、なお一層の相談体制を確立してまいります。

さらには、空き家を売却または活用したい方に対しては、現在、市空家バンクの活用を提案するなどしておりますが、今後、新たに空き地に関してもバンク制度を通して売却、活用を提案できる空き家・空き地バンク制度への拡充をするなど、流通促進策を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 守屋常雄君。

○17番（守屋常雄君） ありがとうございます。

それでは、最後の関連質問ですけれども、今後の課題として人口減少が続く中、空き家も大事なのですが、今増えているのが、4つか6つぐらいしかない部屋を持つアパートですね、この空きアパートが非常に増加しております。これは見過ごせない状況にいずれなってくるんじゃないかなと思います。

今後の課題として、担当課だけでは手いっぱいの状態になるのではないかなとそういうふうに推察いたします。そうなったときに、市としての部署間の連携をどのように図っていくか、これが課題だと思いますけれども、今の考えている状況で結構なので、お答えいただきたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 空き家等がもたらす問題としては、防災、衛生、景観等多岐にわたり、その対策を講じる上では、庁内での横断的な連携を図ることが重要であります。

空家等対策の推進に関する特別措置法第10条の規定においても、「市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものの利用や、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有

者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる」となっております。

本市においても、空き家の所有者等の情報を習得する場合は、固定資産税の情報を有している部署や住民登録情報を有している部署及び高齢者等の各種施設等の入所情報を有している部署、さらに上下水道の閉栓情報を有している部署と連携し、特に上下水道の閉栓情報は早期の把握にとっても有効な情報となっております。

また、牛久市空家等対策計画の空家等対策の推進実施体制においても表記されておりますが、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定されている「特定空家等」への認定の審議を行う際には、牛久市特定空家等判定委員会において、建築・都市計画・道路・税務・防災・環境等のおおのこの部署から委員を派遣していただき、様々な観点から議論していただくなど連携をしております。

さらに、国への政策要望の際には、県や県の市長会、全国市長会を通して、空き家対策における代執行費用等の検討などの制度改革等の要望事項を提出するなど連携しております。

このような形で、今後も必要に応じて庁内部署との連携を一層図るとともに、諸団体とも連携して空き家対策を推進してまいりたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 守屋常雄君。

○17番（守屋常雄君） どうもありがとうございました。

最後でございますけれども、何といっても市の顔というのは1階の受付だと思うんですね。非常にみんな気合いが入って頑張っていると思いますので、牛久市の担当の方、今後も頑張ってもらいたいと思います。

あと、やはり家並みが乱れるというのはもうすぐに見られてしまいますので、みんなで空き家を1件でもなくしていくという方向で頑張っていきたいと思いますので、ひとつ今後もよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で17番守屋常雄君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後3時18分延会